

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第79号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、議第79号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、梅田 福男君の退席を求めます。

〔11番 梅田福男君退場〕

議長（森 温繁君） 当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第79号 監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項の規定と申しますのは、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するというものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから選任されておりました前任者が本年10月31日をもって一身上の都合のより退職をされたため、新たに選任いたすものでございます。

次に、選任いたしたい方でございますが、下田市六丁目32番2号の梅田福男さんでございます。生年月日は昭和12年5月14日生まれの69歳でございます。

梅田さんの主な公職歴でございますが、昭和58年4月に下田市議会議員に初当選以来、現在で6期目でございます。この間、昭和62年5月から平成元年5月まで建設常任委員会委員長、また平成元年5月から平成3年4月まで議会運営委員会副委員長、平成3年5月か

ら平成7年4月まで伊豆つくし学園組合議会議長、そして平成11年5月から平成13年5月まで下田市議会副議長、さらに平成13年6月から平成15年4月まで下田市監査委員の要職をそれぞれ歴任されております。

監査委員といたしまして適任者であると確信しておりますので、ぜひとも皆様方のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第79号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで梅田福男議員の入場をお願いいたします。

〔11番 梅田福男君着席〕

議第80号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第80号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第80号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員の任命に関する件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

次に、任命いたしたい方でございますが、下田市白浜 2237番地、藤井 忠さんでございます。生年月日は昭和14年6月13日生まれで、67歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の梅田弥祐委員の任期が平成18年12月12日に満了となるため、新たに就任をお願いするものでございます。

藤井さんは、昭和37年に静岡大学教育学部を卒業後、賀茂郡下田町立稲梓中学校に教諭として就任。以来、昭和42年から昭和63年までの間に5校の中学校を回り、平成元年には南伊豆町立南上中学校の教頭に就任、平成3年に下田中学校の教頭を経て、平成4年には下田東中学校校長として就任。以後、平成6年に東伊豆町立稲取中学校長、そして平成9年に稲生沢中学校長を最後に、平成12年3月に退職をされました。その後も、人権擁護委員などさまざまな活動に積極的に取り組み、活躍をされております。

藤井さんは、人格が高潔で誠実、指導力があり、教育に対しまして造詣も深く、識見豊かであり、教育委員会委員といたしまして適任者であると考えます。

以上のことから、藤井 忠さんを教育委員会委員といたしましてご同意をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

15番。

15番（土屋誠司君） この人物に対しての質問じゃありませんでして、人物的には結構かと思えますけれども、元校長であります教育の専門家をなぜ選定したのかについて伺います。

教育委員会必携によりまして、「教育委員は、教育の専門家であるよりも、民意を代表するに足る信望を負っていることを期待としている。そして、委員の合議により、大所、高所から基本方針を決定し、教育委員会の指揮監督のもとに教育行政の専門家である教育長が

教育委員会に出席し、議事について助言し、その権限に属するすべての事務を処理することによって、民意を適切に反映し、地域の実情に即した教育行政を円滑に実施できるようにしている」と教育委員必携にはあります。なぜ校長を選出したのかについて、説明をお願いします。

「教育委員会は、教育行政に適切に民意を反映させる必要」と教育委員会必携にあります。先進地では教育長までは民間人です。最近というか、各地で教育委員会の形骸化も指摘されております。教育の専門家は教育長のみとして、以前にも指摘してきたと思えますけれども、なぜこういうことになったのかについて、納得いくような説明をお願いします。議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、規程等々の解説を読まれました。確かに方向としてそうなることは、今までの教育委員の議会同意を求めるたびに質問を受け、また説明もいたしているところでございます。

ご承知のとおり、現在、教育委員会の委員5人のうち、教育の出身者は教育長と、それから今、梅田弥祐さんという方、他の3人につきましては、議員言われるように、教育畑ではなくて、他のいろいろな経験を積んだ識見豊かな方々を選任をしております。下田市の教育委員会委員のメンバー5人のうち、これは男性3人、女性2人でございます。やはり下田市の方針といたしましても、今、議員が言われたような方針ではございますけれども、教育長が教育畑OB、それからもう一人、やはり今までも梅田弥祐さんが教育畑ということで就任をいただきまして、5人の中で十分にその機能を発揮してきていると思います。

今回、例えば今言われたような方で、民間をですということになりますと、教育畑が1人ということで、やはり教育委員会の職務としては、議員の言われたとおりではございますけれども、教育畑出身の、例えば校長先生出身の方に来ていただいて、教育面のみならず、いろいろな経験をされている方でございますので、十分な委員としての活躍が期待できるということで、今回、選任の同意をいただく方でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 人物的に言っているのではなくて、こういう方式にしたのはいいか？というか、前回は前々回もそういう指摘はしていると思うんですよ。ですから、今、教育の専門家は1人というか、極端なことを言えば、全然教育の専門家はいないところもあるわけですよ。そういうことを考慮して、なぜこういうことを繰り返すのかなと思って、その辺について納得がいけないんですよ。前回は言ったしね。

だから、教育に民意を反映させるために教育委員会はあるわけでしょう。それを、教育の専門家、1人だからでね、そうしたら、いわゆる専門家が言え、そういう方向になってしまうわけでしょう。そういうのを防止するために、教育の専門家は排除して、学校にいろいろなことを提案することになっているんですけれども、どうなんですかね。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 先ほども言いましたように、現在における下田市の教育委員の構成は、教育畑2人、それから住職、それから市役所職員OB1人、それから広くボランティア的に活動されている女性の方が1人ということで、大変バランスもとれているかと思えます。教育畑OBが教育だけでということではなくて、先ほど、法律の中でもございましたように、他の部署においても大変活躍をされている方でもございまして、教育プラスアルファ、そういう違う部分の知識もある方でもございますので、今回はそういう観点から同意をお願いするものでございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 私も、藤井さんご本人に関しては、接することはありませんので、個人的には何も存じ上げてないんですけれども、市長並びに教育長が慎重に選考された方であるということで、本人に対する異議があるわけではありませんが、ただ、教育の問題に関しては、今、さまざまな問題が全国的にいろいろ問題になっております。特に、いじめ等々のことに関しては、学校の対応並びに教育委員会の対応についても、さまざまな批判とかもいろいろ、……の関係においてもさまざまなされております。

そればかりではなくてして、国の方からも、地方分権改革推進会議等が教育委員会そのものの必置義務というのを見直して、地方の実情によっては、教育委員会を置かなくてもいいんじゃないかというような意見なども出しております。

また、地方都市においても、出雲市とか太田市などは、現在、下田市においても、教育委員会の中に生涯学習課と学校教育課があるんですけれども、生涯学習課の担う部分に関しては、これは市長の直属の部局にしてやって、教育委員会そのものは学校教育に特化した方がいいんじゃないかというふうなことで、そのような組織化もされているような事例もございまして。

というふうな中で、教育委員会そのものに対する、この新しい教育委員になろうとされる方の考え方、どういうふうにお考えになっているのか、どのようにしてこれから下田の教育

委員会をどのような方向にしていきたいというふうな意欲をお持ちなのかというふうなことについてのお考えを知りたいというのが1点。

また、今、国の方でも教育基本法の改正案というのが衆議院を通り、今、参議院で審議されているわけですが、これも教育の根本を変えていくものであるというふうに、これから教育そのものを大きく変えていくのではないかというふうに思われております。それに対する考え方、どういうふうにそれを考えているのかというふうなこと、これは多分に個人の思想的な面も含まれてくると思いますけれども、教育という重大なことを考えた場合、新しく教育委員になろうとされる方がどのような考えを持っているのかというふうなことを基本的に知っておくのは、議会としても必要なことじゃないかと思うんですけれども、そこら辺について、市長並びに教育長はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 今回の教育委員の任命につきましては、やはり先ほど助役が申し上げましたように、ここ数年来、教育委員のメンバー構成につきましては、我々も議会の考え方を入れさせていただいて、例えば女性も登用するべきではないか、民間人も登用するべきじゃないかという中で、5人の教育委員の中で、民間人を3名、その民間の方々も、それぞれいろいろな分野で活躍されている、あるいはいろいろな経験を持っていらっしゃる方を入れさせていただきまして、教育委員会の中に意見を反映させていただくと、こういう趣旨でやらさせていただいております。

しかしながら、流れとして、民間の方々を教育長に登用するということもいろいろ行政の中では出てきているわけでありますので、しかし、今の下田の中でどなたがいいか、どなたが悪いかという判断は、一応我々とすれば、人選の中で選び出して、この方だったら教育委員会の中に入れていただいてもよしいんではなからうか、こういう判断でもってお願いをして、受けていただいているということでございますので、それぞれの地域のいろいろな事情はあるのかもしれませんが、下田市の教育委員会の構成メンバーとすれば、私はこれは今のところ大変いい構成メンバーではなからうかと、こんなふうな形で、今回、上げさせていただいたわけであります。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 私、選ぶ方ではありませんので、ただ、教育委員会そのもののあり方については、2つの議員のご指摘のとおり、教育委員会のあり方そのものが問われている

だろう。昭和61年度の臨教審あたりから、教育委員会のあり方そのものが問われている。

ただ、廃止論、縮小論とともに、むしろ活性化しなさいというような形の中で、いろいろな経済界、学会、地方、そういうような形の中で教育委員会のあり方が問われているというような形については、私自身も大変、いじめだけでなく、今、教育委員会のあり方は本当に問われているんだな、しっかりしなければならないなというような感じの考えは持っております。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 別に先ほどの土屋誠司議員のように、私は教育委員会の中での学校経験者云々くんぬんと言っているわけではなくて、新たに教育委員になされる方が、教育についての基本的な考え方、教育基本法の改正についてどう思うのかというふうなこと、どのようなお考えをお持ちなのかということをやっと知りたいな、知っておく必要もあるのではないかというふうなことで質問したわけです。

多分に、ですから思想的なこととか等々のことになるかもしれませんが、かつては教育委員も公選制でなされたりして、自分の考えを述べながら、選挙で教育委員になったというふうな時代もあったりしたわけですから、新たに教育委員になろうとなさる方が、教育についてどのような考えを持っているのかというふうなことを、最低限1つか2つの項目でよろしいんですけども、そういうふうなことも議会の方に明示するというふうなことはできないのか、そこら辺のところをお聞きしているわけなんですけれども。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 教育委員を受けていただくときに、例えば民間の方々をお願いすることがございますね。前もそうでしたけれども。そのときに、今、敬議員がおっしゃるように、一々その方に教育論というものを、あるいは教育の方針というものを尋ねてやるということは余りないんですよ。ただ、やはりその方々に受けていただくときに、やはり教育委員としてやるというやっぱり意思確認というものが一番大事でありまして、一々下田の教育に対して自分はこういう思いを持っているから教育委員を受けるとかいうところまでは確認はさせていただいておりません。やはり教育委員の仕事の内容というものは当然理解をさせていただいて、それに対して、ご本人がやるという意欲のある方をお願いしているというのが現状でございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

5番。

5番（鈴木 敬君） やはりある程度、ご本人がどれほどの決意を持っているのかということも確認しておく必要があるのではないかなというふうに思います。特に、この間、幼稚園の統廃合等々に関しましても、教育委員会の姿がなかなか見えてこないようなところもありまして、教育委員会の中でどのような審議がなされて、どのような結論を出して、どのようにそれを市民に広くアピールしていく、あるいはその方向に持っていくというふうなこと、教育委員会としての姿が余り見えてこなかったというところもあたりまして、もっと教育委員会がもっとわかりやすい形で活動していくためにも、この人が基本的にどのような教育に対する考え方を持っているのかということも、議会としては確認しておく必要があるのではないかなというふうにお尋ねしました。これは次にまた持ち越すからいいです。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） この人事にいささかもクレームをつけるわけではありませんが、私は、今議会におきましていじめ問題が多く取り上げられたということは、今のこの社会の風潮を、確実に市民的なものが広がっているんじゃないかな。その中で、私は教育委員会のあり方として、やはり教育委員会の独自性、そして学校の透明性、こういったものがたびたび問題になるわけですが、この連日連夜、新聞やテレビ、雑誌、そしてそのほかのものでも、マスコミでいろいろ取り上げておりますが、自殺、登校拒否、青少年の犯罪、こういったもの、それから教職員のセクハラとか、またはとても聞くにたえないような話、こういうものが連日放送されている。そういった中で、やはり国民といいますか、市民も含めて、一番問題になっているのは、我々の子供を持つ親が学校に子供を預けて、その学校がどうなっているかということが私たちが一番関心のあることじゃないかなと、こういうふうに思うわけです。

そこで、やはり学校の透明性、そして教育委員会の開かれた透明性を確保するには、私は教育関係者よりも、民間をどしどし登用して、風穴をあけていくと、こういう私は姿勢があってもいいんじゃないかなと、私は素朴に思うわけですが、その点、今の審議を聞きますと、教育関係者が半分、民間も半分と、こういうことでありますが、私は下田市の教育委員会のあり方、そして学校の透明性、これを管理監督する独自性を考えますと、やはりこれからは民間の活力といいますか、エネルギーを教育委員会の中に少しでも登用しながら、そういったものの払拭をですね、市民のもう払拭をするのが私は当局の一つの考えの中にあってもいいんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。



議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、議員が言われるようなことは、過去何回かの選任の議案の中でも議論をされてきておりまして、それに加えて、今現在、子供たちを取り巻く環境、特にいじめを中心に大変厳しい中で、民間人を登用すべきだという考えも十分わかります。

現在、下田市は、先ほども説明いたしましたが、教育長を 除いた4人の教育委員については、教職OBが1名、民間の方が3名ということで、教育長を含めて5名のうち、もう2・3の割合でございまして、大変教育委員会のやはり民間人の方々を積極的に意見を出し合っ、活発に議論をしているということも聞いております。しかし、逆に、こういういじめの問題等、やはり学校に絡んだ問題、議員言われるように、独自性、透明性も含めて、今の体制、2名・3名の体制が、やはりこういう時期こそ必要なのかなという逆の考えも私も持っておりまして、今回、教職OBを出ささせていただくことに対しましては、特に大きな問題ではなくて、今、議員が言われたようなことにも対応できる体制ではなかろうかというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） 私が自分の子供のいじめといいますか、そういったものの実例を一つ、実例をここで私、言ってみたいと思います。

もうこれもかなり前になるんですが、実は私も子供が登校拒否を長い間していたんです。そのことが、もう本当に私も何が原因だということで、わからなかったことがあるわけなんです。学校に何回も相談しました。その結果は、学校の答えは、いじめはなかったと、こういう答えでありました。それで、私は子供を本当に暴力といいますか、殴ってその原因を探ろうとしたこともあるんです。

あるとき、私は自分の子供の友達に、「何でいじめられているのかわからないか」と、こういうふうに聞いたら、「確かにいじめられています」と。こういう確証を得たわけで、そしてそのことを学校の先生に言ったら、「そんなことは絶対ありません」と。それで、「教育委員会にそのことを私は言いますよ」と言ったら、何とですね、「学校がそういうことを認めないのに、教育委員会に言われると困る」と、こういう実例があったわけですが、はっきり言って。

そして、なおかつ私は自分の自宅にいじめられる子を何名か自宅に招きまして、そして教頭さんと呼びました、自分の自宅に。そして、子供の服を全部脱がしまして、教頭さんにそれを見せました。体中全身あざだったわけです。これがいじめの実態なんですよ、はっきり

言いますと。

私は何かの機会にこのことを言おうかと思って、そこで初めて学校がいじめを認めるというように、いじめというのは、陰惨ないじめ、絶対にそのことを学校は認めたくないというやっぱり父兄の不信があるわけですね、不信が。そういう面からにおいて、私は学校の教育者がやはり管理監督する透明性、開かれる教育委員会にいるよりも、一人でも多くの民間の意見を私は入れてほしいなというのが本当のいじめられる親からとしての率直な私は意見なんです、本当に。

そして、担任の先生がそれに真剣に取り組みまして、いじめはなくなったわけですが、その後、ほかの子供の親からも、実はうちの子供も、うちの子供もという相談があって、そのことも私は学校に言いましたけれども、恐らくそのことは教育委員会には届けていられないと思うんです、私は。だから、実際には、いじめとか登校拒否の潜在的なもののことは、要するに密室の中で行われているわけですよ。学校の先生では聞き出せないわけなんです。だから、テレビの前で何か一つ問題が起きると、「いや、そんなことはなかったです」とか、「いや、知りませんでした」と、こういうことがあるわけですよ。だから、それをやはりもし何か問題が発生したときに、本当に真剣になってやるのは、民間の要するに市民的な感覚なんです、はっきり言うと。だから、私はそういう面で、民間の人間を登用していただきたいなと。

本当に私は困っている人はたくさんいると思いますよ。今回の議会のいじめ問題のやりとりを聞いていまして、本当の市の教育長、市長、助役も含めて、本当のいじめの実態は知っているのかな。潜在的ないじめ、本当に登校拒否になったような子供の登校拒否になった実態を、本当のあれを知っているのかな、そういうふうに私は率直に感じたわけです。

答弁は結構ですけども、ぜひ教育委員会に私は風穴をあけるぐらいの大改革をしてほしいと思います。そういうことで要望しておきます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 80号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 議第 82号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 82号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） それでは、議第 82号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の 10ページ、11ページをお開き願います。

まず、10ページですが、議第 82号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について。

伊豆つくし学園組合規約の一部を別紙 11ページの内容のとおり変更するというものでございます。

提案理由は、伊豆つくし学園組合の共同処理する事務に新たな事業を加えることにつきまして、地方自治法第 286条第 1項の規定に基づき協議するためでございます。

地方自治法第 286条第 1項は、一部事務組合の規約の変更等を規定しているものでございまして、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けなければならないというものでございます。

規約の変更が必要な理由でございますが、障害者自立支援法が本年 10月 1日から本格施

行され、障害を有する方が、その能力や適正に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します地域生活支援事業、具体的には、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター、この6事業が必須事業として創設されましたが、つくし学園におきまして、その有しておりますノウハウ、あるいはさまざまな施設機能を利用して、相談支援事業などの地域生活支援事業を実施することにつきまして、つくし学園組合同規約中の共同処理事務にその旨を追加する必要があり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合構成団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の5ページ、6ページをお開き願います。

5ページは変更前、6ページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

変更内容ですが、右側の6ページをご覧くださいまして、下から4行目以降のアンダーラインを引いてあるところです。

第3条中、「短期入所の実施」の次に「、同条第17項の規定による相談支援事業の実施、同法第77条の規定による地域生活支援事業の実施」を加えるというものでございます。

それでは、議案件名簿の11ページに戻っていただき、附則でございますが、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、変更後の伊豆つくし学園組合同規約の規定は、平成18年10月1日から適用するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第82号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

15番。

15番（土屋誠司君） この条例の関連ですけれども、いわゆる生活寮等更生施設ができるわけですね。その両方の間に、一番初めは、市道で危険な箇所なんです。宇土金線がありまして、そこを片側は大きい用水路で片側はがけ、その間をこういう障害のある方が毎日通所するわけですね。そういうことを、ここに場所を決定して、市としてはそれに対してどういうことをして、対応というんですか、していくんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） ただいまの土屋議員のご質問でございますけれども、これは現在、つくし学園の施設整備に関連いたしまして、現在の本体施設、入所施設とあわせまして、通所更生施設、それから比較的障害の程度の軽い方につきましては、地域生活へ移行するという形で、生活寮、県の補助金をいただいて整備するという計画でございます。

ご指摘のように、この施設整備につきましては、宇土地域内に予定しているところでございまして、ご指摘の計画地に行くアプローチの道路の関係でございますが、一部狭隘箇所がございまして、側溝にもふたがかけられてないというところもございます。こういったところにつきましても、十分配慮をした形で、今後施設整備を進めていく予定でございますけれども、利用する方々につきましては、基本的には車での送迎を考えております。また、入所されている方の外出支援につきましても、当然サポートするような形を考えておりまして、できるだけ危険に及ばないような配慮はしていきたいというふうに考えておりますけれども、ご指摘の点につきましては、今後、計画の中で十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 道路の計画が終わったというか、中止になったところで、そういうところにつくるということは、やっぱり市として何らかや らなければならぬと思うんです。その辺を建築課長、よろしくをお願いします。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） それから、通所更生施設と、それから生活寮をどうしてあの場所にとということもあろうかと思えます。これは、将来の交通体系を考えますと、当該箇所が結節点となるというふうに我々は予想しております。この施設は、下田、賀茂地区の方々だけしか利用できない施設ではないということでございますので、将来的には、そういった他の地域の方々からもそういった施設の利用は受け入れ ていきたいということで、現在地を選定させていただいたものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 一種の介護支援センターのようなものが梓の里にあるわけで、障害者の一種の支援センター的なものをつくし学園内に置くというふうなことでは、大変結構だと思うわけですが、実態的には、つくし学園組合は1市と5カ町村ですか、これによる一部事務組合は目前に解散を控えているわけです。ほぼこの前の協議会等では、来年3月には解散の議案が出るというふうなことをございますが、今回のこのいわゆる障害者の相談事業等を含めての支援センター的な役割は、今後も引き継がれるつくし学園に、要するに民間、要するに社会福祉法人によるところの設置される、あるいは運営されるつくし学園に引き継がれるかどうか、これが質問の第1点でございます。

第2点目は、確かに障害者の支援センター的な役割を果たすものが必要だということをございますが、実際には、それらの事務、仕事を行うのには、かなりの専門的な知識と経験を有する人を配置しなければならないと思うわけです。今回のこのつくし学園組合の規約の改正に伴って、そのような専門職、あるいは経験のある人たちを配置し、地域の障害者の支援センター的な役割を果たせるような体制はどうおとりになるのか、この2点をお伺いします。  
議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） まず、ご質問の1点目、地域の支援センター的な役割を、仮に組合が解散して、新しく法人を立ち上げたときに、その法人が引き継いでいくのかというご質問かと思えます。

これは当然のことながら、現在有しているつくし学園組合で行っている事業の中の地域療育支援センター的な役割につきましては、新たに組織が再編されました後も引き継いで、さらに内容を充実させていくということで考えていただいております。

また、専門的な人材の配置につきましてどうなのかというご質問につきましては、現在、療育支援センターで活動しております社会福祉士、つくし学園、2名配置しております、現在では静岡県からの委託されております療育支援活動、あるいは在宅の知的な障害児の方々につきましてはのさまざまな支援活動を行っているところでございまして、この今回の規約変更に係ります事業につきましても、そのようなスタッフで取り組んでいくというところでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大筋わかりましたが、1つは、今後、民間の社会福祉法人がそのような大事な仕事を引き継ぐということになるわけですが、介護の問題についても、支援センター的な役割を梓の里にお願いしているという実情があるわけですが、それらに伴

う経費というか、お金が必要になるわけです。これらは1市5カ町村の負担になるのか、今後。それとも、県が負担して、そういうものを行うのか、あるいはどういう形になるのか、財政的な負担を伴う規約改正であるかどうか、この点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 今回の規約の変更に係ります地域生活支援事業に伴います相談事業等につきましては、これは説明の中で触れさせていただきましたけれども、市町村の必須事業という形になって、必須6事業の中の一つでございます。

それで、9月の議会でご提案させていただきました、ご承認いただきました賀茂地区で共同で設置させていただきました相談支援体制、この内容につきまして、つくし学園組合の方に委託をして、実質的な具体的な相談支援の業務をしていただくという形をとっております。

これに対する財政支援につきましては、委託する段階でそれぞれ持ち分にに応じて負担させていただくというものでございまして、今回の規約の変更に係ります事業に伴う財源につきましては、委託費の中から各構成団体が支払うものでございます。

以上でございます。

〔「今後」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 今後につきましても、現在のつくし学園が有しておりますさまざまなノウハウとか、あるいは施設の機能を最大限生かすような形で考えてまいりたいというふうに思いますので、まだこれははっきりしたことは申し上げられませんが、委託先としましては、つくし学園が適正ではないかというふうに考えておりますので、そうした場合には、当然委託料を支出して、その中で賄っていくものでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） その点が大事でありまして、行革等々の中で、一番しわ寄せになるのが教育や福祉の分野だろうと思うんです。そういう点では、今後、民設、要するに社会福祉法人で行われるつくし学園の運営について、一種の在宅支援の事業のようなものに対する公費負担をやはりきちんと進めていくという、こういうことが必要だというふうに思いますが、今後もこれについては公費負担で行うということについての答弁でよろしいかどうか、最後、再度念を押しておきたいと思えます。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） ただいまのご質問に対しましては、具体的にどのような内容

について公費を出動していくかという、そういった内容がまだ財政当局等々を含めまして詰められておりません。いずれにしましても、当然、現在の組合は1市5町で運営されているものでございまして、新たに立ち上げようとしております法人は、この現在1市5町で運営しております組合が、さまざまな法改正の流れの中で立ち行きできなくなってしまうおそれがあるということで立ち上げていただくという背景もございまして。ですから、この辺は今後、財政担当、あるいは各町のご意見も伺いながら、できるだけの支援はできるだけしていくという形で臨んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにございまして異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第82号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第81号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第81号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。



当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第 81号 静岡県後期高齢者医療広域 連合の設置について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の 3 ページをお開きください。

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 284条第 3 項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57年法律第 80号）に定める後期高齢者医療制度の事務を広域にわたり処理するため、別紙のとおり規約を定め、静岡県後期高齢者医療広域連合を設置することにつき、地方自治法第 291条の 11の規定により議会の議決を求めるとするものでございます。

提案理由としまして、健康保険法等の一部を改正する法例の施行に伴い、平成 20年 4月 1日から現行の老人医療制度にかわり後期高齢者医療制度が実施されるので、その運営主体となる広域連合を設置するためでございます。

後期高齢者医療制度でございます。平成 18年 6月に国会で議決されました高齢者の医療の確保に関する法律によって、新たな後期高齢者医療制度が創設されました。その後期高齢者医療制度の運営を各都道府県単位の広域連合が実施することとなりました。平成 20年 4月の後期高齢者医療制度の実施まで、短期間で準備作業を行うには、18年の 9月から広域連合設立準備委員会を組織し、広域連合の設立準備を行い、18年度末までに広域連合を設立しなければなりません。

広域連合は、平成 6年、新たに地方自治法で創設された特別地方公共団体でございます。地方公共団体には、普通公共団体と特別地方公共団体に分かれ、特別地方公共団体は特別区、地方公共団体組合、財産区等があります。地方公共団体組合に一部事務組合や全部事務組合、役場事務組合がありました。が、使い勝手が悪く、一部事務組合を除いて、昭和 34年以降存在していません。それらの問題点を解消し、新たに制度化されたのが広域連合でございます。

広域連合となった経緯でございますが、もともと老人保健制度は、国の仕事を法定受託事務として市町村で実施しています。したがって、平成 17年 10月の厚生労働省試案の段階では、市町村を運営主体と考えていました。今まで老人保健制度の中では、市町村は財政負担を負わなかったのに対し、後期高齢者医療制度は、財政リスクの軽減は図られているが、最終的な財政責任を市町村が負う仕組みでした。これに対し、財政面で市町村が負担を負わない方法の要望が全国市長会、全国町村会から出され、例として提示されたのが広域連合であります。

広域連合は、平成 15年に出された医療制度改革の基本方針に基づき、国民健康保険の再編・統合の中で相当議論されてきた運営主体でありました。一部事務組合が公法人、広域連合にするかという形で相当の議論がありました。厚生労働省は、国保も再編・統合の中で都道府県単位を目指すことになっていたこともあり、後期高齢者医療制度の議論の中で広域連合を運営主体にという話があり、医療制度改革大綱でも運営主体は広域連合、最終的に本案でも広域連合となったものでございます。

広域連合は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ態勢を整備するため組織されたものでございます。また、広域連合は、広域計画を策定し、計画に基づき広域化した事務を実施できることから、広域計画を策定すれば、市・町のさまざまな事務が広域連合でできることとなります。後期高齢者医療の広域連合設立の後、例えば国民健康保険や介護保険など、広域計画を策定すれば、これらの事務を行う県単位の広域連合、例えば国保の一本化が可能となってきます。

広域連合は、独自の首長及び独自の議会を持っており、責任を持って保険者機能を発揮でき、既に平成 17年 4月 1日現在、介護保険制度を運営する広域連合は全国で 30団体、国保で 2つの団体が存在しており、問題なく運営されています。

現在の老人保健制度については、給付の主体は市町村であるのに、実際の費用負担は保険者と分かれているため、だれが財政運営を責任を持っているのか不明確であるといった問題が前から指摘されてきました。このため、75歳以上の後期高齢者については、独立した制度を創設し、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を運営主体とすることにより、財政運営の責任の明確化を図っていこうというものでございます。

それでは、別紙条例改正関係等説明資料 1ページをお開きください。

後期高齢者医療制度の創設についてですが、現行の老人医療制度にかわり、75歳以上の高齢者から保険料を徴収して、広域連合が運営する独立した保険制度が平成 20年 4月から実施することとなりました。高齢者の医療の確保に関する法律でございます。都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を平成 18年度末までに設立し、現行の老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行いたします。

下の 2つの表、左側が現行の老人保健制度の表で、75歳以上の老人医療費の負担は、各保険者の拠出金から 5割、公費が 5割でした。右側の表では、1割の保険料と各保険者からの支援金 4割、公費が 5割で負担する独立した医療制度でございます。現行制度との大きな違いでございますが、独立した医療制度となること、現行制度の各医療保険の拠出金で負担

する部分を、後期高齢者医療制度では各医療保険の支援金と高齢者の保険料で負担することとなります。運営は都道府県単位で、全市町村が加入する広域連合が行うこととなります。保険料の徴収及び窓口業務は市町村が行うこととなっております。

広域連合は、平成 18年度末までに設立することとなっております。この広域連合の財政リスクを軽減するため、国や都道府県が支援することとなっており、高額な医療費は国・県が4分の1ずつ、低所得者の保険料軽減分の公費負担は県が4分の3、財政安定化基金を県に設置し、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1負担します。

また、右側の表、矢印の箇所でございますが、65歳以上74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、20年度からこれを調整する前期高齢者制度を創設します。

次のページは、市・町の役割分担で、市・町では保険料の徴収、被保険者の資格取得、喪失の届け出、被保険者証の引き渡し、高額療養費の申請受付等の窓口事務を行い、広域連合では、保険料の賦課、被保険者資格の確認、被保険者証の作成、保険給付等を行います。

次のページは、市・町が行う後期高齢者医療事務の政令で、左の条文と右側の具体内容が記されております。

それでは、議案件名簿の4ページに戻っていただきまして、静岡県広域高齢者医療広域連合規約案でございます。

4ページでございます。

第1条は、広域連合の名称で、この広域連合は、静岡県広域高齢者医療 広域連合という（以下「広域連合」。）

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体で、広域連合は静岡県のすべての市町をもつて組織する（以下「関係市町」。）

第3条は、広域連合の区域で、広域連合の区域は、静岡県の区域とする。

第4条は、広域連合の処理する事務で、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち別表第1、これは8ページでございます。後で説明します。に定める事務については、関係市町において行う。

第1号は、被保険者の資格の管理に関する事務。

第2号、医療給付に関する事務。

第3号、保険料の賦課に関する事務。

第4号、保健事業に関する事務。

第5号、前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療制度の施行に関する事務となっております。

第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目で、広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項の広域計画をいう。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

1号は、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。

第2号、広域計画の期間及び改定に関すること。

第6条は、広域連合の事務所で、広域連合の事務所は、静岡市内に置く。

第7条は、広域連合の議会の組織で、第1項、広域連合の議会の議員の定数は 20人とする。

第2項は、広域連合議員は、関係市町の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

第1号は、市長は6人。

町長が4人。

市議会議員が6人。

町議会議員が4人でございます。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法でございます。

第1項は、広域連合議員の選挙に当たっては、次に各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

1号は、前条第2項第1号に掲げる者。これは市長でございますが、すべての市長をもって組織する団体または関係市町（市に限る。）の長の総数の8分の1以上の者。

第2号は、前条第2項第2号に掲げる者。これは町長でございます。すべての町長をもって組織する団体または関係市町の長の総数の8分の1以上の者。

3号、前条第2項第3号に掲げる者。すべての市議会の議長をもって組織する団体または関係市町（市に限る。）の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者。

4号、前条第2項第4号に掲げる者。すべての町議会の議長をもって組織する団体または関係市町（町に限る。）の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者。

第2項、広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町議会において選挙するものとする。

3項、各市町議会における選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

4項、広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町議会における選挙についてはすべての町議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

第9条は、広域連合議員の任期で、広域連合議員の任期は、当該関係市町の長または議会の議員としての任期による。

第2項、広域連合議員が関係市町の長または議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

第3項は、広域連合の議会の解散があつたときまたは広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長で、広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

第2項、議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第11条は、広域連合の執行機関の組織で、広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

第2項、広域連合に会計管理者を置く。

第3項は、広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法で、広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

第2項、前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

第3項、広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

第4項、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

第5項、会計管理者は、広域連合長が関係市町の会計管理者のうちから選任する。

第13条は、広域連合の執行機関の任期で、広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

第2項、会計管理者が関係市町の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

第14条は、補助職員でございますが、第 11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

第15条は、選挙管理委員会で、広域連合に選挙管理委員会を置く。

第 2 項、選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

第 3 項、選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

選挙管理委員の任期は、4 年とする。

第16条は、監査委員で、広域連合に監査委員 2 人を置く。

第 2 項、監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

第 3 項、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されたものにあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

17条は、広域連合の経費の支弁の方法で、広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

第 1 項第 1 号は、関係市町の負担金。

第 2 号は、事業収入。

第 3 号は、国及び県の支出金。

第 4 号は、その他。

第 2 項、前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第 2 、ページが 9 ページにあります。広域連合の予算において定めるものとする。

第18条は、補則で、この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附則。施行期日。

第 1 項、この規約は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項の経過措置として、平成 20 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

第 3 項、平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 14 条の規定の適用にあつては、第 14 条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読みかえるものとする。

第4項、広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、静岡県市町村センターにて行うものとする。

別表第1（第4条関係）でございます。

これは市町の事務で、第1項は、被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受け付け。

第2項は、被保険者証及び資格証明書の引き渡し。

第3項、被保険者証及び資格証明書の返還の受け付け。

第4項、医療給付に関する申請及び届け出の受け付け並びに証明書の引き渡し（一部負担金の減免申請及び給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届け出の受け付けを含む。）

第5項、保険料に関する申請の受け付け。

第6項は、前各項に規定する事務に付随する事務。

別表第2でございます。第17条関係、経費の支弁です。

1項の共通経費でございます。負担割合でございますが、高齢者の人口割が50%、人口割が40%、均等割が10%となっております。

2項は、医療給付に要する経費で、高齢者医療確保法第98条に定める市町一般会計において負担すべき額。

3は、保険料その他の納付金。高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額。市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額でございます。

備考として、1、高齢者人口割については、予算の属する年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。ただし、平成18年度及び平成19年度に係る高齢者人口割については、当該年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び平成18年10月31日現在の外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

2、人口割については、予算の属する年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。ただし、平成18年度及び平成19年度に係る人口割については、当該年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び平成18年10月31日現在の外国人登録原票に基づく人口によるということでございまして、以上で議第81号の静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についての説明を終わらせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 8分休憩

午前11時18分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第81号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 広域連合の設立というのは、実は自分、議会の議員を長いことさせていただいておりますが、初めての議案でございます。課長の説明は、マニュアルに沿ってなのか、極めて流暢にわかりやすく説明していただいたわけでございますが、質問の第1点は、法律によって広域連合を設立して、そして後期老人医療についての事務を処理するという、こういう広域連合については、まず法律があって、その法律で広域連合を都道府県ごとに設置してやりなさいと、これに基づいてなされたということでございます。そこでございます。そういう点では、国の法律に基づいて今回のこの規約が出たということはわかったわけでございます。

実際の中身の問題でございますが、現行の老人保健の事務の一部を広域連合で処理するという、そして、とりわけ一番大変な保険料の徴収、あるいは高額療養費等の受け付け等の事務はそれぞれの市町が行うという、極めて変則的な広域連合の規約だと思っております。まず、基本的に広域連合で処理するとするならば、市町村の後期高齢者の事務をことごとく広域連合で処理するということであるならば、それなりの意義があると思っておりますが、一番大事な保険料の徴収事務というのは皆さんがおやりになる、こういうことなわけですね。

そこで、質問したいと思いますが、今まで 75歳以上の高齢者に対して、医療保険というものが賦課されてないんです。徴収されていない。賦課されていない。今回、後期高齢者の広域連合の規約によると、75歳以上のお年寄りから保険料を徴収すると言っているわけです。これはもう大変なことになるんですよ。75歳以上のお年寄りから保険料を取るわけです。

そうすると、ここではっきりさせていただきたいのは、下田市、4,000人からの75歳以上のお年寄りがいますが、この広域連合によるところの高齢者の保険料の徴収基準並びに年額の保険料というのはどうなるのか、これがまず質問の第1点目です。



第2点目は、この後期高齢者の医療の事務についての経費の分担を、50%を公費、40%を支払基金、すなわち国保であるとか、あるいは他の社会保険、これによって40%を負担し、残りの10%をお年寄りから徴収するということになっているわけです。という説明でございました。そうしますと、これを下田市の事例に合わせると、大体老人保健の予算の総額、平成17年度決算委員長いますが、決算審査で見た限りでは、年間約30億円ぐらいが高齢者、要するに老人保健の給付費です。そうしますと、これを当てはめると、約3億円を4,000人からの高齢者から取るということになるわけなんです、これは膨大なことになるわけなんです、そこで質問の2点目は、こういうことになるわけですし、それともう一つ、40%を国民健康保険ほかの支払基金から出すということになる。現在、下田市の国保については、これまた決算委員長いますが、決算数値から見れば、老人保健に対する国保からの繰り出しは6億円か7億円になるわけです。6億円か7億円、概数で言いますが。そうしますと、今回の広域連合による処理において、国保からの負担金というのはどうなるのか、これがまず質問の2点目であります。

というのは、国保税というのは、ご承知のように滞納が多く、賦課額が極めてまれに見る高い高額の賦課をしている。ますます滞納が重なる。それで、今回の制度改正によって、40%のいわゆる支払基金、要するに国保その他の社会保険とかそういったものから出すということですから、下田市と国保からの負担はどうなるのか、これが質問の2点目でございます。

3点目に、後期高齢者の医療については、これまでは一部負担金、今回の事務において、後期高齢者の事務についての一部負担金、窓口払いというものはどうなるのか、この点が3点目であります。

今回の新しい医療制度においての高齢者的一部負担金というか、窓口払い、要するに医者にかかったときに、国保の場合には3割お金を出さなければならぬ。社会保険も3割でございます。これが一部負担金はどうなるのか、これが質問の3点目でございます。

4点目は、この規約によりますと、先ほどもお話し申し上げましたが、賦課の事務は広域連合が行う。しかし、徴収は石井市長さんのもとで下田市で行うと、こういうことになります。賦課はもう勝手にかけるのは広域連合だと。集めるのは、石井さん頼みますよと、こうなるわけです。

そこで、ここで広域連合からの賦課額については、例えば給付費の賦課額について、3億円下田市に賦課徴収してくれという、そういう保険料の徴収が来た。そうした場合に、実

態は90%しか徴収できない。2億7,000万円しかできない。したがって、2億7,000万円広域連合に納めると、これは通用しないと思うんです。すなわち、賦課に伴う金額の徴収義務を負った以上、実徴収じゃなくて、賦課額で広域連合に納めなければならないのか、それとも現実に一生懸命お願いしたけれども、仮に3億円の賦課額だとして、2億7,000万円しか取れませんでした。これでひとつ広域連合さん、これでやってくださいよということで済むのかどうなのか、これが質問です。

次に、それらに関する事務の経費というものは、広域連合の事務を市町村が行う場合の費用負担というのはどういうふうな形になるのか、お伺いするものでございます。

さらに、後期高齢者の点について、最後に、公費50%というのは、介護保険も50%、後期高齢者も50%、これでは絶対にやっていけなくなると思うんです。まれに見る高齢者に対する一部負担金が国保と同じように、最初は1人当たり年間10万円なら10万円、20万円なり、年々増えて、もうウナギ登りに保険料が上がるということが予測されます。ここは一番、ここで福祉事務所長がお話しされたように、国に対して公費負担、最低60%でないと、これ、やっていけないと私は思うんです。

そこで、この際、広域連合の設立に当たって、これに対する公費負担の内訳は国が40%、残りの20%を県と市町村が行う。ほぼ現行の老人保健の枠組みと同じ枠組みでおやりになるうとしておりますが、ここはやはり公費負担50%ではなくて、やはり60%というくらいの形でやらないと、この制度は対応できないのではないのかというふうに思いますが、国に対して、先般の一般質問でもございましたが、にわかに障害者支援制度についての一部負担金を軽減しろという議論が巻き起こりました。にわかに起こりました。大勢の議員がそれを指摘したわけですが、それに対して福祉事務所長の答弁は、国に対して積極的に発言していかなければならんという極めて立派な答弁なされたわけですが、今回やっぱり設立に当たって、この50%という公費負担というのは、これはやっぱり運営が立ち行かなくなるということになると思いますが、これで大丈夫かどうか。さしずめそういう点でお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） まず、1点目でございます。後期高齢者のがまだできていませんし、どういうふうな賦課になるかというの、はっきり言って決まっているわけじゃございませんが、粗い計算を県がしておりますと、それによりますと、大体県内で老人というんですか、後期高齢者、75歳以上の医療の総額が3,335億円ぐらいかかっていると。下田市の場合でも、1人74万円ぐらい……

〔発言する者あり〕

健康増進課長（河井文博君） ごめんなさい。1人当たりそのくらいかかるんですが、県内ですと3,335億円くらいかかっていると。一部負担金がありますので、それを差し引くと、大体3,000億円くらいになるということをごさいます、それから人数等で割り当てますと、1人大体1年間に7万3,000円くらいのお金がかかるだろう、負担がかかるだろう。平均7万3,000円くらいになると。それを月に割ると6,200円くらいということをごさいます。

この辺については、国保と同じように、7・5・2の低額所得者に対する軽減措置等があると思いますけれども、はっきりわかりませんが、大体平均をすると、1人当たり月に6,200円くらいということをごさいます。

それから、40%くらいということで、国保の拠出金がどうなんだと。

国民健康保険からとか、あと社会保険とか、そういう保険者からここへ、基金へとみんな集めて、基金からもらうわけですけれども、これは当然皆さんから保険料等をいただきますので、拠出金も少なくなってくると。それから、下田市の負担も少なくなってくるということをごさいます。

それから、一部負担金はどうなるよということをごさいます。

一部負担金、当然国保と同じような形で、1割、3割というような格好でいただくような格好になると思います。

それから、事務の経費は、負担はということをごさいますが、事務の経費負担は、下田市においてはかかってくる負担がちょっと、今、1人でやっております。1人の女性の職員がやっておりますけれども、これを徴収をしたり、いろいろな手続をやるとなると、3人は必要になるんじゃないかなという、それからコンピューターを入れたり、これ、全国ネットになりますから、その辺のコンピューター等の費用もかかってくるのではないかと、そういうふうに思います。

それから、保険料の徴収不足、例えば3億円が2億7,000万円と。それは、2億7,000万円で納めます。ペナルティーをつけられたらたまったもんじゃございませんで、2億7,000万円ということ。

年々上がるんじゃないかと、年寄りがどんどん増えていると。

もちろんこの辺を考えて、この後期高齢者というのをつくったと思うんです。今までの国民健康保険の負担や社会保険等の負担がやり切れなくなってくると。年寄りがどんどんこれから、昨日も団塊の世代という話が出ましたけれども、そういう人たちがどんどん固まりに

なって上に上がっていくと、払い切れなくなると。悪いけれども、1割は負担してくださいというのが、何か格好いいことを言っていますけれども、国は本当の本音だと思います。その辺でございます。

あとは、国が60%払えよという話ですけれども、実際は試算をしますと、国は40%ですけども、これですと40%ぐらい……、それよりちょっと払うような、いろいろな高額医療費に対する支援とか、保険基盤安定とかという形のもが少し入ってきますので、ちょっと増えるんじゃないかと思うんですけども、この辺については、ちょっとよく私としても答えができないんですが、そういうことでございます。よろしいでしょうか。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 要するに、はっきりしたことは、75歳以上のお年寄りから年間10万円近くの保険料を徴収してやると。そして、徴収する仕事は下田市が受け持ってやると。それにかかる人間は、3人かそこらはもう雇わなければならないと、こういうことははっきりしたわけですね。

そこで、今日のような高齢化の進行のもとに、下田市のような場合に、大体先ほど申し上げましたが、75歳以上の高齢者は4,000人を超えているわけです。この先、それは減少することはないわけです。高齢者についての負担は、現行、介護保険の保険料負担、さらに今度はこの後期高齢者の保険料負担ということで、高齢者はたえがたい負担が重なっているわけです。さらに今後、地方税法の改正によって、大幅な増税がかさなる。これはまさに高齢者いじめの悪法だと僕は思うんです。率直に言いますが。

そこで、実態はその点で明らかにさせていくわけですが、現在まで国民健康保険に加入している人たちの場合の人頭割、あるいは平等割等から、この後期高齢者の人たちというのは外れるのか。すなわち国民健康保険の被保険者から当然外れることになるわけですね。除外される。今までは国民健康保険の被保険者であったものが外れるということになるのかどうなのか、まず1点確認しておきたいと思います。

その上で、国保におけるところの、ここで外れた場合に、国保に対する波及というのは、均等割、今、2,000円でしたっけか。

〔「2万2,700」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） 2万2,700円ね。約8,000万円か、800万円か。いずれにしても、外れるということになるわけですが、はっきりしないのは、国保からの拠出金は、私は決算の数値を聞いた上でお話ししているんですが、大体老人保健に対する拠出金、現行6億円か

ら7億円になります。国保から。国保というベースで考えた場合には、平成17年度決算が9月議会で審査された。その中で見る限りでは、17年度ベースで見た場合、6億円から7億円の拠出金。これが一つ、今回の制度改革によって、広域連合に対する国保からの要するに負担金というのか、拠出金というのはどうなるのかということも、やはり我々、実際の生活に携わる者にとっては重大なあれになると思いますが、この点について、下がるだろうということになるわけなんです。現行、要するに制度の仕組みからすると、受益者負担的な考え方として、40%、世代間の負担として、先ほどから言っている説明によると、総費用のうちの40%を社会保険、国民健康保険等の支払基金から出すということになるわけですから、仮に40%といいますと、下田の例でいけば12億円ですね。これを国保と社会保険で負担するということになれば、この率は私はわかりませんが、その率が大体6億円か7億円になるのではないのかというふうに思いますが、この点で、軽減されるということでもいいのかどうなのか。国保の負担率が軽減されるということがいいのかどうなのか。

その次に、もう一回確認したいのは、事務にかかわる経費というものは、新たに生じた事務として国から交付税措置されるのか、それとも広域連合からの交付金でこの事務は行われるのか、それとも全くの自主財源でこの事務というものが行われるのか、この点についての確認をしておきたいと思います。

もう一点は、やはり広域連合というもので選択がない、法律で広域連合でやれということの法律になって、選択がないわけなんでございますが、広域連合の場合についての私のちょっとしたささやかな知識でございますが、一部事務組合と広域連合との違いについて、当局はどうお考えになるのか、お伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 先ほどの、まず1番目の老人が今度独立した後期高齢者という制度ができることによって、国保から外れるのかという質問でございます。

当然、国保から老人が外れます。

それと、拠出金はどうなるのかということでございます。

先ほど言いましたように、40%ぐらいの拠出金を社会保険診療報酬支払基金の方からいただいております。これについては、先ほど言いましたように、この支払報酬支払基金の方がもうたくさん老人の医療費がかかるもんですから、それがやり切れなくなるというような形のもの皆さん心配していたと思うんですけども、ここでこういう制度ができることによって、拠出金は減ってくるのではないかと。

それと、国民健康保険についても、減ってくるだろうということでもあります。先ほど言いましたように、18年度は6億円ぐらいの拠出金でございます。これは、毎年毎年、今、14年度からの制度改正があつて、これも減ってきておりますけれども、これも減少してくるんじゃないか。

それから、国からも交付税か何かでくれるのでしょうかと。それとも、後期高齢者の方から費用の負担をしてくれるのかというような話でございます。

ちょっと私、説明書を読んでいたのをちょっと記憶しているんですが、国からの交付税が少しくれるんじゃないかというのが記憶にあります、ちょっと確かなものではございません。この辺は、私の記憶がちょっと間違っているかどうか、すみませんけれども、くれるんじゃないかなという自分としては意識を持っていました。

それから、あとは一部事務組合と広域連合の違いです。

まず、相違点ですが、非常に広域連合と一部事務組合というのは似通っている法人ということですか、公共団体でございます。それで、違いは、国からの事務権限の移譲ができませんということでございます。一部事務組合には国からの事務権限の移譲はできないということになっていまして、国または都道府県は、広域連合に対し、直接事務権限の移譲を行うことができますと。都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県に事務権限を移譲するよう要請することができますと。

もう一つは、構成団体の関係があります。構成団体に規約を変更するよう要請することができますと。それから、広域計画に策定し、その実施について、構成団体に対して勧告をすることができる。広域計画は、他の法定の計画と調和が保たれるようにしなければなりません。広域連合は国の地方行政機関とか都道府県知事、地域の公共的団体等の代表等から構成される協議会を設置できますというようなことで、そのほかに直接請求ということが広域連合はできますということで、一部事務組合は、法例には特段の規定がないとか、そういう部分、ちょっと余りわかりにくいかもしれませんが、広域連合にできて、一部事務組合ではできないというものがございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 質問3回目でございますが、大体の私の質問の視点は、高齢者がどうなるのか、下田市の事務の状況はどうなるのか、国保を含めて事務はどうなるのかということを中心に質問したわけでございますが、市民の立場から、あるいは後期高齢者の立場か

らして、今回新たに高齢者に対する負担がかかる。 75歳以上まで、今まで国民健康保険税なんて払ったことがない人が、今度は独自に1人当たり7万円も 10万円も取られるんだと、こういうことになるわけです。これは、やはり慎重に我々は審議したいと思います。

そこで、一応先ほど申し上げたのは、一連の高齢者に対する負担が増大してきているわけですね。介護保険料の引き上げ、そして市税等の引き上げ、さらに今回の後期高齢者の医療制度の変更と、こういうことに伴う負担というものが、ざっと考えて、介護保険の負担、税の負担、そして後期高齢者の一部負担金の負担、要するに保険料、これを一応後期高齢者としてのパターンとして、国民年金の満額を受けている後期高齢者のご夫妻で負担がどうなるのか、これがまず第1点。

1つのシミュレーションというか、75歳以上の後期高齢者の方たちで、ケースとして、ご夫婦で国民年金40年掛けて、満額給付を受けている人たちの負担が、税と介護とこの後期高齢者医療の負担金、この3つの負担がどうなるのかというシミュレーション。

もう一つは、10万円ずつとして、20万円の年金を受けている人たちの高齢者のこの3つのものがどうなるのか。いずれも、19年あるいは20年からそういうものが進行するわけです。選挙が終わってから、そういうお金を取るというやつが始まるわけです。ですから、それが今言った介護保険料と税がどうなるのかということ。

3点目は、25万円から30万円くらいのケースでどうなるのか。この3つのケースをぜひ昼休みにシミュレーションとして作成して、ぜひ提出していただきたい。議長さん、よろしくお願いします。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

番外。

健康増進課長（河井文博君） 介護保険とか国保とか、いろいろ負担している老人の方がいるわけですが、今度、この高齢者医療については、介護保険と同じような形で、年金から特別徴収をするというふうになりました。85%ぐらいの方が、多分年金からお金を特別徴収できる人、あと15から20%ぐらいが一般の普通徴収の方になるのではないかとということでございます。

それで、介護保険と同じように、年金が18万円以下の人は普通徴収しかできませんので、18万円ということで、もしそれ以下の方は普通徴収……

〔「年間」と呼ぶ者あり〕

健康増進課長（河井文博君） 年間18万円です。

〔「シミュレーション」と呼ぶ者あり〕

健康増進課長（河井文博君） 今ちょっとすぐ出るか出ないかわからないんですけども、やってみます。

議長（森 温繁君） では、健康増進課長、昼休みにその作成を。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 0 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの 10 番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） 急遽つくらせてもらいましたけれども、75 歳以上の夫婦の世帯ということで、奥さんの方は被扶養者ということでございまして、まず市県民税と介護保険料と後期高齢者という形で、国保については、後期高齢者を取るために国保は算定されませんので、入れませんでした。それで、国民年金の満額のは 79 万円です。あと年金が 20 万円、それから 30 万円、これ、月でございますが、そういう計算をさせて いただきました。

まず、79 万円の人は市民税がゼロ、介護保険料は 3 万 8,400 円、後期高齢者が 2 万 1,600 円ということで、6 万円。

それから、年金が 22 万 5,000 円というのは、これは市民税の金額でございまして、これでやらないと合わないということですから、市県民税がこれですと 7,000 円、介護保険料 5 万 7,600 円、後期高齢者が 11 万 1,600 円、17 万 6,200 円。

年金が 30 万円ということで、税の方は 300 万円ということでございまして、市民税が 4 万 5,000 円、介護が 7 万 6,800 円、後期 高齢者が、これは 1.2 倍ぐらいです。ちゃんとしたものはございませんでしたもので、これですと 25 万 5,720 円ということでございます。

その下にまたちょっとありますけれども、350 万円。これは市民税が出してきた数字で、すみません、急遽入れてしまったもんですから、こういうふうになりましたけれども、非常にわかりにくい表でございましてけれども、こんなものということで。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。



1 番（沢登英信君） 今、小林議員の質問で問題点が大変明らかになってきたかと思うのですが、この後期高齢者の徴収については、特別徴収がほとんど 80%だと。あと、ですから 2 割の人が普通徴収で、各町村で徴収すればいいと、こういう形で進められるという形になっていようかと思うわけです。説明から見ますとですね。

そうしますと、広域連合といいますと、広域連合の広域計画を持つということが一つあるんではなからうか。この計画がどのような形で検討される、どういう内容のものが検討されることになっていくのかという点と、さらに、この規約によりますと、連合の議会の組織は 20人とする。市長 6 人、町長 4 人、市議員が 6 人、町会議員が 4 人、この 20人だと。内容的には、恐らくこの後期高齢者の問題だけではなくて、介護保険や国保も含めて、あるいは老人医療を含めて広域連合かというような方向づけがされていくのかどうなのか。具体的な広域連合の課題ということになりますとですね。

そういうことであれば、むしろ広域連合というよりも、県の事業として行うべきだと。これを民主的にどう運営するかということになりますと、20人の議会を設けるというようなことだと、この下田、賀茂郡を考えてみましても、県会議員の数より少なくなると、こういう運営がやられる形になると思うわけです。そういう点からいって、この規約上と運営上にやはり広域連合で進めると、法律で定められているとはいいいながら、県が行うような仕組みとこの連合をあわせたような形の国の法律の抜け道といいますか、運営の仕方を探るべきではないかと、このような思いもするわけですが、そのような検討をする方向づけと、いうのがあるのかどうなのか。

それから、この制度によりまして、高齢者を多く抱える自治体は、フォローされるといいですか、支援されるような仕組みになるのかどうなのか。そういうものを高齢者の多い町村は期待をるところだろうと思いますけれども、そういう形になるのか。しかし、この広域連合の運営上は、大きな町村の市長さん、あるいは市会議員さんの数の方が多いということになりますので、運営が必ずしもそういう形で進んでいく、民主的に進められる可能性があるのかどうなのかというような疑問がそこに出てくるわけでございます。

年金からの特別徴収で 8 割集まれば、あとの 2 割の普通徴収の人は集めなくてもいいんだと、こういうことに陥りやすいんではないか。補てん、別に自治体でなくていいということになりますと、集められるだけの保険料を集めればいいということになりやすいんではないか。そうしますと、足りない分は、保険料ではなくて、何らかの形で各自自治体、均等割り何なり含めて、足りなくなった部分を拠出しなさいよと、そういうことが想定できないか

と、そういうことになりはしないかというような思いがするわけでございます。そういう点がどのように運営をされていくのか。

これが実際、軌道に乗るといいますか、実施をされますと、下田市にとって、先ほど国保の負担金等々は少なくなるかと思えますけれども、医療費との関係が ありますので、単純にはいかないと思えますけれども、下田市のこの現状からいって、この制度の実施が医療費とそれぞれの事務費合わせて、総トータルで国保やその他の会計を豊かにするといいますが、支援するような形のものになるのか。あるいは、かえって出し分の方が多くなるよというようなことにですね、先ほど言った3人ぐらいの職員をこのために置かなければならないというような事情を考えると、バランスシートといいますが、そのバランスは下田市にとってはどうなるのかということが出てこようかと思えます。

全体でフォローするということ になりますと、高齢者の多いところと、都会ではあるけれども、総体の人口は多いけれども、その地区におけるあれはそれほどないというような地区との均衡の問題というのが出てこようかと思うんですけれども、そこら辺の実態はどうなるかという点がわかれば、お答えをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 広域計画ですが、広域計画については広域連合でつくるということございまして、大体のところはあるんですけれども、実際、来年から立ち上がって、1年間で広域計画をつくって くると思います。この規約では2つほどしか書いてございせんけれども、それについては、ここではちょっと答えられません。

それから、議員さんが 20人でこの広域連合の議会をやるわけなんです、考えるところによると、多分ですね、多分と言っておかしいですけれども、市長会とか議長会とか町村会とかで推薦のような形で出されて、それで 20名が出てくるのではないかというふうに思っています。

あと、そればかりですとまた困りますので、もし議員の中からこの人はぜひ挙げたいという方については、推薦して、選挙でなってもらいたい というような2つの方法がここには書いてあります。

それと、総トータルでどうなるかという話です。

確かに、この広域連合を立ち上げますと、国の方は同じようなもんだと、金額は変わらないよと言っていますけれども、実際は、今言ったように3名ぐらいは欲しいし、機械も入

れなければならないしということで、最初は市の負担が大きいかと思えますけれども、これから広域連合を使って、国民健康保険とか介護保険という形のモデルがこの広域連合をつくることによってできてきます。それをもとに、これからの流れは国民健康保険の一本化ということで、県を単位としたものになっていくのではないかというふうに思いますと、あとのことを考えますと、ちょっととんとんぐらいになるのかなというふうに思います。ちょっとこの辺は私の私見でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 81号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

#### 議第 83号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（出野正徳君） それでは、議第 83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

すみませんが、議案件名簿 12ページをお開き願いたいと思います。

まず、提案理由でございますが、平成 13年 4月 1日に家電リサイクル法が施行されまして、同年 9月 1日、従来から処理施設を持つ市内業者に廃棄物処理法、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、下田市は家電 4品目の処分を許可を出しました。適正処理を行うための方法として処理基準が示されておりましたが、当市は、その内容とその後の改正も把握できず、許可業者に対する指導を怠ったものでございます。その結果、適正な処理工程や再生が行われていないことが判明をいたしました。このことにより、市民を初め、各関係機関に多大なるご迷惑をおかけし、かつ信頼を損ねたことは、行政執行の最高責任者である市長としての任務に配慮が欠けたものと反省し、また助役につきましては、市長の最高の補助機関にある立場をかんがみて、市長と同様に給与を減額するものでございます。

では、条例について簡単に説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例であります。

第1条は、趣旨規定で、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例を定めたものでございます。

第2条は、給与の額の特例で、市長、助役の給与の額を減額するものです。市長は、平成19年1月及び2月の給与を月額60万3,900円とし、助役につきましては、平成19年1月分の給与の額を月額53万6,400円とするものでございます。

第3条は、適用規定でございます。当市の財政事情をかんがみて、平成18年3月議会において10%カットを定めた条例、下田市特別職等の給与の特例に関する条例第2条の規定をさらに適用することとしたものでございます。

簡単に言いますと、市長のものの給与は67万1,000円でございます。これは、現在でも下田市特別職の常勤職員給与支給条例第2条で規定をされております。この67万1,000円から10分の1を減額しましたのが第2条に定めた額でございます。それから、財政再建の一環として、今年の3月議会において議決させていただきました特例条例が現在も生きておりますので、減額した額にさらに10分の1の額をカットするものでございます。

附則ですが、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、時限立法に関する規定でございまして、この条例は、平成19年2月28日限り、その効力を失うものでございます。

簡単でございますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

16番。

16番（嶋津安則君） これらの減額において、従来の形を見ますと、私、青木さんのころも議員をやっております、かなり青木さんも減法したんですが、必ず10分の1、1割カットの1カ月という形で来たと思うんですよ。今回、一月及び二月という形は、まさに異例ではないかと思うわけですが、その点についてお伺いいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） ただいま、10分の1で1カ月が通常ではなからうかと。今回、2カ月ということでございますが、これは異例ではなからうかということでございますが、64年に下田市民文化会館の備品関係の購入の際に、議決を議会で求めないで購入した件が

ございます。これにつきましては、10分の1、3カ月の市長は減額をしてございます。そういう例がございます。

今回の市長の2カ月、助役の1カ月でございますが、このいきさつにつきましては、こういう件が出たことに対して、市長の方から職員に対して職務を考えてくれよという指示を受けまして、これについては、分限処分、懲戒処分の処理委員会というのがございます。これは助役が頭ですが、それぞれ職員6名、助役のほかに6名おりまして、それでまず最初、職員の処分について検討しました。当然職員を処分するんですから、人によって処分の重み、軽さがあるとは困ります。あくまでも公平を考えなければならない。

それから、全の処分について、ある程度調査をして、その辺の公正を保ち、いろいろな経過、今までの経過等をかんがみて、職員については、課長については戒告という処分、これは懲戒処分の中の一番軽い処分ですが、戒告処分をさせていただきました。当然、職員が戒告ですから、では助役、市長も自ら責任をとりたい、減額したいという中で、では当然、処分委員会というのは、地公法の中で28条、29条というのは一般職に関する規定でございますから、特別職についてはそういう規定がございませんので、それは参考という中で、処分委員会の中で、市長、助役の処分についても検討してほしいということが、本来は我々は検討できませんが、参考のためにしてほしいという依頼を受けましたので、とりあえずどのぐらいの処分がいいだろうかということで、検討をいたしました。

まず、課長が戒告ですので、次は、では助役さんをどうしましょうかということなんです。助役については、当然職員の最高の補助機関でありますから、職員と同じようなただ厳重注意、戒告だけでは済まないだろうということで、ではさらにその一つ上の10分の1、1カ月の減法でどうだろうかと。次は市長ということで、では市長と助役どうなのかと。市長は地自法でも定まっております。統括代表権を持つ行政の代表であります。トップですから、非常に職務と責任は大変重いものがございます。ということで、今までの減額の中で、市長と助役が同じ率、同じ額の減額というのはありませんでしたので、さらにその上、市長というのは2カ月ということで判断をさせていただきまして、処分委員会の中では、参考までに、とりあえずこのぐらいでよろしいじゃないですかということで提言をしたところでございます。それについて、市長、助役が判断をいたしまして、今の現在の2カ月、1カ月になったものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 議第83号の提案内容が、特別職の常勤職員としての職務追求に適正を欠いたためと、こういう理由を申し述べているわけですが、職務の遂行にどうい  
う厳正さを欠いたのか、まず明らかにしていただきたい。

ただ指導しなかったということではなく、当然、この家電4品目の処理については、国、  
県、市との関連の中で進められてきている。国が法律を定めてきているわけですから、当然、  
国の指導がいつ幾日こういうものがあるって、県との協議はこういうものがいつ幾日あったと。  
そこで、この指導を、業者にこの指導をいつ幾日すべきなものを、こういう場合にしてこな  
かったと。なぜしてこなかったのかということも明らかにして、初めてこの職務の追求に厳  
正さを欠いたか欠かないかが明らかになってくるんだらうと思います。そういうこともせず  
に、ただ減俸すればいいということは、まさに業者と市との癒着関係に大きな問題があるに  
もかわらず、たまたまそのポストにいた人が処分を受ければいいんだと、この本質を隠す  
ような処分結果になっていようかと思うわけでございます。

そういう点から、どういう意味で厳正さを欠いたのか、明らかにしていただきたい。昨日  
の一般質問の中でも、それらの県との交渉や指示文書を探して提出をするということになっ  
ているわけですから、この機会にきっちりその報告もあわせてこの議 題の議論をしたいと思  
いますので、まず1点、議長に要請をしたい。昨日の一般質問の回答をきっちり当局からま  
ずいただきたいと思います。

そして、そういう面では、昨日、栄協メンテナンスさんが 13年の9月に下田市の一般廃  
棄物の、要するに家電4品目を含めた処分の許可を市がおろした、ここに一番大きなこの問  
題が起きてくる発端があるわけですから、この点についての国や県に業者は要請に行ってい  
るわけです。それに関する書類を助役、市長にも見ていただいたわけですが、その  
点についてのコメント、見解をぜひいただきたいと2点目 に思うわけでございます。

3点目としまして、癒着の問題がどのように進められてきたのかということでございま  
すが、市の一般廃棄物、粗大ごみの家電4品目を含めました中間処理を業者に委託すると。そ  
うしますと、その分、市が委託した分だけではなくて、この業者は賀茂郡一円から家電4品  
目も含めて収集、処分をしていると、持ち込みも受け入れていると、こういうことが明らか  
になっていると思います。

そうしますと、当然、破碎して、分類して、有価物、鉄とかアルミとか、それぞれお金に

なる部分は、廃品業者のところでは恐らくお金にする。そして、処分した残った燃えるプラスチックとかゴムとか木片とかはすべて市に持って来て、無料でそこで処分をさせていると、こういうことが明らかになったわけです。

それが、料金が無料だけではなくて、テレビについては、当然 13年のこの許可をとったときも、業者は承知していて、ガラスウールとして再利用をするということを申し出ているわけですね、この許可条件の中に。新聞報道によれば。

これが新聞報道ではなくて、きっちりした許可申請書をここに出して、どういう条件がついているのかという質問に対しては、そういうものはないんだと。3つの許可しか、条例、法例を守るようなものしかありませんよという答弁でしたけれども、新聞報道の中では、きっちりテレビのブラウン管のガラスはガラスウールにすると、こういうぐあいに記載がされているわけです。その整合性が全くないということと、13年からテレビについては一般廃棄物として市に処理させてはいけないということを業者は明らかに承知しているから、そういう計画を出したんだと思うわけです。

鉛の部分のガラスと、それからパネルといいますか、画面になっているところのガラスを区分して、そしてそれは再生しているテレビのブラウン管をつくっている生産者、会社に運び込まなければならない、そこで処理させなければならないというぐあいになっていたものを、昨日の課長の答弁では、すべて市に持って来て、砕いて、市がそれを処分をしたと、こういう答弁をしているわけですから、冷蔵庫については、ウレタンといいますか、中の断熱材につきましては炉で燃やしていると、こういう答弁をしているわけです。ですから、ただ単に法例を知らなくて指導をしなかったというふうなことではないわけです、この一連の事実の経過は。栄協メンテナンスという会社と下田市が、家電4品目あるいは粗大ごみの処理を通じて、癒着構造がそこに明らかになっているわけです。

業者としてやらせて、業者は大変なもうけを上げている。一番費用のかかる破砕した後の処分をすべて市にやらせて、何らの費用をそこに払っていないと。しかも、それが法例に違反していると。法例に違反していることまで、市が手助けをしているという構造が昨日の答弁の中で明らかになってきているわけです。

こういう状態の中で、当局のみが自ら減俸すればいいんだというようなことではなくて、この腐敗構造の、癒着構造の全体の仕組みを明らかにして、再びこういうことが起きないような措置をするということが今、一番求められているんだと思うわけです。

これらの構造について、どういうぐあいに考えているのか。こういう状態になっているか

ら、市民が非常に不信を持っている。姿勢を正せと。市長や助役、あるいは課長が戒告を受けたところで、この腐敗構造は少しも変わっていない。実質的に、その内容を自ら処分することによって隠すという状態にしかなくなってないんじゃないかと思うわけです。

その経過が、夜、28日だったかと思いますが、テレビを見ていましたら、減俸するんだと。市長以下6人の職員が処分されると、自ら処分すると報道されました。そして、翌日には新聞記事になっていました。しかし、職員には、その処分の辞令がまだ渡っていないと。

それで、市長はテレビの中でこれを言っていますが、当然議会へかけて、それが妥当かどうか、減俸も含めて検討されなければならないようなものが、先に市長の口から報道されている。問題の内容を解明し、どこに問題があり、どこをどう正していったらいいのかというようなことも、何のために減俸するのかということも明らかにされないままに、処分だけが先行していると、このような仕組みに映るわけですが、その意図はどこにあるのか。

市長は昨日、自らおわびの言葉を述べていただいたわけですので、そのような反省の上で、この栄協メンテナンスという会社との癒着構造を、これをいい機会に、協力してもらおう面は協力してもらおうと、正すべきはきちり正すと、法例に違反している部分はすぐやめていただく、こういくような措置が必要になってこようかと思います。

それで、再度、繰り返しになるかもしれませんが、今日の伊豆新聞では、業者処分は難しいと助役が答弁をされて、全員協議会 のときにもこういう発言をされていましたが、持っている問題の内容も解明しない前から、業者の処分は難しいなんていう発言がどうしてどこから出てくるんだと、こういう思いが多くの市民が感じているところであると思うわけでございます。

処分には、その内容からいって、いろいろな処分があるわけで、指導監督の部分にある者が指導しなかったから、自ら処分を受ければいいんじゃないかと、一番悪いのは、それを実行した業者でしょう、違法をした。違法した事実と違法した業者が何らかの処分や社会的責任をとってもらわないだけで、それを指摘 しなかった市の職員、処分すればそれでいいんだと。だれが考えたって、そんなことにはならない。それなりの業者への癒着構造を正すということと、そのことに基づいたきちりした処置を当局は正していかなければならないと思うわけです。ぜひとも市長の陳謝した内容からいっても、そういう姿勢に立っていただきたいと、再度、この業者への調査と、それに伴う社会的責任をどう問うのかという点についてご答弁をいただきたいと思います。



以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） まず、今回の特例に関する条例の議案でございますけれども、昨日の一般質問の中で、まずこの件に関しまして沢登議員からご質問がありまして、関連して、私の方からおわびを申し上げ、今日の議案に上げさせていただくことを述べさせていただきましたが、今、議員から、業者との癒着というのが何回も言葉として出てきたんですが、昨日の一般質問では一言もそのことは触れられておりませんでした。今日は癒着、癒着という、大変行政と民間の癒着というのは大変大きな問題だと思うんですよ。そういう言葉を簡単にこの議会の中で我々に対して業者との癒着をしているというふうなご指摘に対しては、ちょっと私は大変遺憾な言葉であるというふうに思いますけれども、よく我々が軽率な発言をいたしますと、この議会において、大変軽率な発言だということで、訂正を求められたり、おわびを申し上げることがあるんですが、議員さんの場合ですと、簡単にそういうふうに我々に対して、こういう公の議事録に残る言葉の中に、業者との癒着なんていうことを簡単に言っているんですか。何を根拠になってあなたは言っているんですか、そういうことを。それがはっきりしなければ、私は答弁できませんよ。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 意見を聞きたいなら、全員協議会やしかるべき体制にしてください。今、市長及び当局の姿勢について問われているわけですから、今、問題にしているのは、議員の資質や発言をここで問うための場所じゃないでしょう。出された議案についてどうなのかということの議論をしているわけですから。

何をもち癒着かということは、課長も市長も、この期間、業者に指導すべきものを何ら指導してこなかったということを言っているでしょう。何で指導できなかった。わからなかったから指導しなかったというだけじゃないでしょう、それは。何で指導してこなかったの。その原因を一つも言っていないから、癒着だと言っているんですよ。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） なるべく言い争いはしたくないですが、ただ指導をしてこなかったということについては、原因については、るる一般質問の中で述べているじゃないですか。そういう法改正について、理解ができなかったということは、大変我々のミスであり、また担当課長の立場として、そういうことが本来ならば行政のプロとして知らなければならないことを理解してこなかったということにつきましては、はっきり私どもはおわびを申し上げて

います。ただ、それが業者との癒着とどういふふうに結びつくんですか。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時33分休憩

午後 1時49分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番、沢登議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

1番。

1番（沢登英信君） ただいまの私の発言の中に不適切な文言がありましたことをおわび申し上げます。どうもすみませんでした。

議長（森 温繁君） 答弁をお願いいたします、当局の。

番外。

市長（石井直樹君） 申しわけありません。ちょっと、なるべく議会の中で腹を立てないように気をつけておるんですが、ちょっと申しわけなかったというふうに思います。

ちょっとほかの質問のことがあれだったんですが、もう一つ、記者会見の中で職員の何か懲罰のことを市長が先にしゃべったということなんですけれども、懲罰の権限というのは市長にあると思うんですよ。ただ、その内容につきましては、懲罰委員会にかけさせていただきます。先ほど総務課長の方からご報告がありましたように、懲罰委員会をやって、その中でまず職員の処分が決定をいたしました。それで、これでよろしいかという稟議が私の方へ回ってきました。ということで、その後の、多分3日ぐらい後だったと思いますけれども、記者会見の中で、職員に対してはこのような処分を科しますと。それから、私どもに対しても、当然監督責任をとって、今議会に特例条例の議案を上程させていただきますと、こういうことを言ってわけです、何の問題もなかったというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 今回、課長等のいろいろな法例についての理解がされなかったということで、これについては、市の課長職という中で、今後そういうことがないように、とりあえず緊急の課長会議を開きまして、市長、助役の方から、今後そういうことがないように、とりあえず2人だけの処分ではなく、全課長が受けたと、そういうつもりの中で今後職務に当たってくださいという市長からの厳しい助役からの訓示がございましたので、当然ここにいる課長については、そういうのを十分今後ないように仕事に頑張っていく予定でござ

います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） いかがですか。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ちょっと指摘してください。

1番（沢登英信君） 13年の9月の許可権限からこの問題が発している。ですから、そこら辺のはっきりした調査をしてほしい、書類もあれば出してほしいということを行っているわけで、それらについて議会に提出することを言っているが、その結果がまだできていない。

市長にも、「栄協メンテナンスの申し出の対応について」という県のリサイクル部の書類を見ていただいているはずですけども、そのコメントを求めています。どのように感じたのか、感じなかったのか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） すみませんでした。答弁漏れということで、昨日の一般質問の中で沢登議員からいろいろご指摘がありました点について、実は今日の朝、助役、それから担当課長、係長を呼んで、調査に入るというような形の検討はさせていただきました。少し時間がかかるかもしれませんが、結果は沢登議員の方にお知らせ申し上げたい、こんなふうに思います。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 失礼しました。議会へもご報告をさせていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 指摘しました、今のご答弁の中で、当然しますと、栄協メンテナンスの1キログラム31円の持込料について、これは清掃法違反だという指摘をしたわけですが、それらも当然含めて、結論を早急に出してくださるということであるというぐあいに理解してよろしいですね。

そうしますと、この職務に厳正を欠いたということと、なぜそういう問題が起きてきたのかということの解明と調査をしない前に、何度も言っていますように、県に協議をしたところ、これは業者の処分をするに当たらないと。だから、何もしないんだと、こういう答弁を繰り返しているわけですけども、調査やそういう法に触れるようなことがしない前に、僕の方はそういう違法な行為があるんだということを指摘しているわけですから、それについ

て、何らそういう社会的責任を、権限を持っている市長が問うていこうと、正していこうという姿勢があれば、当然悪いものは悪い、社会的責任をとってもらうんだ、業者にも正すべきは正してもらうんだと、こういうことになると思うわけです。ところが、そこはやらない、やらないと、何回質問しても言っているわけですから、そこの構造がおかしいんじゃないか、こういうように指摘しているわけですよ。

言葉が悪かったけれども、言っている内容はそういうことでありますし、業者は、この13年の9月の許可を見ましても、本来、公の仕事であるべきものを、一つの利益になる事業として展開をしようというぐあいに進めてきているわけですね。しかも、それは自分の処分場をつくるのではなくて、市役所の焼却炉や、あるいはガラスの破碎、埋立地、委託した埋め立て先にそれらのものを持っていくという構造になっているので、業者が勝手に悪いことをしたということではないと。

国や県や市とのそういう一連の関係の中で家電4品目が処分をされていき、本来あるべき生産者の責任を家電4品目が業界のきっちりとした処分のもとに安全に処分をされていくというシステムに乗らずに、利益を追求するがための方向のような一般廃棄物の方にそれが流されてきて、下田のほとんどの家電が、あるいは賀茂郡下のほとんどの家電が、小売店から直接行くのではなくて、栄協に流れて、そこで処分されると。しかも、それが不法な処分であったと、こういう構図になっているわけですから、その調査をきっちりしない前から、業者の責任は一切問わないんだというような姿勢で、本当にこの持っている深刻な内容を正すことができるのかという質問をしているわけですよ。

要するに、きっちりした姿勢に調査をするだけではなくて、さらに一層、業者にもいろいろ協力いただいているんでしょから、協力してもらうところは協力してもらおうと。法的に誤っているものは、きっちり正していただく、そういう関係をつくってくれということを行っているわけです。

そういう姿勢に立てば、当然調査もしない、結果も出ないうちから、処分はしないなんていう発言は助役の口から出てこないと思うんですが、いかがでしょうか。再度考慮いただきたい、ご検討いただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今回の議案提案については、先ほども十分に総務課長の方の口述の中で、厳正を欠いた件について報告がされたかと思えます。

何回も申しておりますけれども、法解釈の中で適切な指導ができなかったと。そして、2

回にわたり更新をそのままの状態で行ってきたというこの責任に対して処分をし、今回、監督責任の中で提案をさせていただいているものでございます。

例えば、当初からそれがもう違法ということがわかって、罰則規定、これはないわけじゃないんですが、やはり再三言っていますように、県内に一事例というふうなことで、なかなかその実態が把握できなかつた。環境省の方からそういう指導が来たときに、いろいろ県とも協議をし、またそういう適切な処理をされているところ等々も視察をしたというような若干の時間がかかって、取り消しが遅れたわけでございますが、行政指導の中、また口頭指導の中で、2つの不法な処理については取りやめをしたということがありまして、それらを踏まえると、県としても、そういう状態に既にもうなっているのに、処分は難しいという判断をしているよということで、報告をさせてもらったものでございます。

当然、今、市長が言いましたように、組織をつくりまして、これはもう環境対策課だけに任せておく事例ではないということで、そういう組織の中でしっかりと今後調査をし、また違法なものは違法ということで、正させるという姿勢で調査をしてみたいです。

そのようなことで、今回は当局側の処分についての提案でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 業者の市民へのチラシを見ますと、不法投棄はたしか 1,000万円以下の罰金になりますよ、不法投棄をしないでくださいと、こういう一文が入っております。この一文は、廃棄物処理清掃法の中にきちりと明記がされていると。

この業者が行った結果は、断熱フロンを不法に投棄した。しかも、それが自分の処分場ではなくて、市役所の焼却炉に投棄されて処分された。2年前からだ。それから、テレビの方は7年前から、13年に法律が施行されたときから、職員は知らないにしても、業者はこの事実を知っていたことが明らかな状態が出てきているわけです。これもやはり市役所のガラスを処分するところに持ってこられて処分された。まさに捨てるにはいけないところに捨てたという意味では、不法投棄であるわけです。それを知っていようが知っていまいが、法律に定められたとおりにはされていないという意味で、念のため言っておきますけれども、不法投棄だと。

こういう意味からとらえますと、社会的責任は、もうそれを改めたから問わなくていいんだと、こういうことが法の体系ではないはず。しかも、そういう姿勢が、きちりしたこの解決を進めていかれないと、こういうことになってこようかと思っております。その点の見解

をくどいようでありますけれども、再度求めたい。不法に行われた行為をど のように理解をしているのか。法律を知らなかったからやってしまったってしょうがないんだよ。今改めたからいいんだよ、そういう安易な気持ちで助役さんは、あるいは市当局は対応を今後もするのか。そうではないというところをぜひ示していただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 何度も同じ回答になりますけれども、近いうちに早急にそういう組織をつくりまして、しっかり調査をし、先ほど市長も述べましたように、議会に報告をした結果、どういう形になるのか、議論をしていきたいと思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の議案は、常勤特別職の給与の支給条例の一部改正ということでございますが、実態は、ただいまお話がありましたように、下田市が平成 13年、そして15年、17年、3回にわたって市内の一般廃棄物の収集運搬処理の業者に出した許可に関連するこの処分になっているわけです。

したがって、この妥当性、合法性を議会が審議するには、この処分の背景にあった廃棄物の市のですね、とりわけ家電リサイクルの4品目の一般廃棄物扱いにおける処理というものの違法性、あるいはそれに対する下田市の違法性、こういったものが明確にならないと、さっき嶋津議員がおっしゃったように、2カ月が妥当なのか、1カ月が妥当なのか、それともこれは別に責任とらなくてもいいんじゃないのかという、こういうものになると思うんです。当然、ですから単純に、いや、給料を10%、市長は2カ月間、助役さんは10%を1カ月間減額ですよと、こういうものではないわけです。これはもうどなたもおわかりですから。

したがって、議会の公正な審議を行うには、あるいはある程度客観的な審議を行うには、その処分の根底にある不法行為、あるいは違法な取り扱い、こういうものに対する全面的な開示がないと、私たちは判断できないと思うんです、これが妥当であるか妥当でないか。

いずれこれは総務常任委員会に付託されるといいますから、そうなんです、それは当然ですよ。背景にあった事情というものが何かあいまいなままでは、これから調査して、委員会を設け、やりますよというのも、ちょっとこれもおかしい話で、ちょっとおかしいと思うんですよ。

そして、調査してみたら、もっと重大な事件が生じて、また3カ月、2カ月処分するんだと、こういう問題になったらどうするんだと、こういうことにもなるわけです。そうでしょ

う、当然。助役さんの今まで沢登さんとのあれの中では、市長も言っているけれども。当局も大事な問題だから、この事態の経過や問題点を環境対策課だけにゆだねるのではなくて、助役さんが頭になるか知りませんが、庁内にこの問題に対する特別な調査委員会を設けて、事態の真相を解明すると。沢登さんが指摘した違法じゃないかということや、あるいはその他含めても解明すると。その結果を報告する。そこで、もしさらに重要な問題点が出てきた場合にはどうするんだという、こういう問題を含んでいるわけです。

ですから、私は今回の条例についての案は、やはり先ほどから申し上げているように、背景になった平成13年、あるいは15年、17年、市長が下した一般廃棄物の処理において、家電リサイクルの冷蔵庫その他も処分していいよという、この許可というものがどういうものであったのか。言われているとおり、市長が監督責任なのか、執行責任なのか、この点も明確になっていないんです。新聞報道や新聞発表は、監督責任を、私が監督が不十分だったから、2カ月減俸しましたと。むしろ今のお話を聞きますと、執行者としての執行責任があるから、あるというふうにも思えるわけです。

私は、ですからこの審議をするに当たって、議長さん、ぜひですね、この重大な審議ですから、議会の審議ですから、平成13年度における県下1市だと言っているわけです。一般廃棄物と一緒に家電リサイクル品を処理していいよという、こういう異例の許可をおろした時点での県との協議、そしてその条件、こういったものはどうなっているのか。そして、15年、17年の許可についてどうなっているのかという問題。

そして、もう一点目は、この問題が環境省の知るところになり、環境省から鋭く指摘をされて、不法な処理が行われたということになって、これが訂正されたのは今年の10月とか9月とか言っているわけ。ならば、環境省の指摘はどのような指摘であったのか。業者に対してなのか、それとも市に対してなのか、これは何一つ解明されていないんです。

したがって、恐らく環境対策課長のおっしゃっているように、違法に処理された電気冷蔵庫の断熱フロン等は、本当に下田市の焼却施設で処理されていたのか、あるいは鉛入りのテレビのブラウン管等のものを瓶の破碎くずと一緒に下田市が処理していたのかどうなのか。そういう責任でなったのかどうなのか。この点は極めてあいまいになるわけです。

さらに、その先にあるのは、下田市の粗大ごみの委託、あるいはリサイクルの委託という問題についてまで問題は続くわけです。なぜならば、昨日、業者さんの社長さんが私のところに来まして、市から請け負っている委託を受けた廃棄物については、そこから生ずるプラスチック製品、要するに金属類、有価物を除いた、有価というのは、金になるものを除いた

プラスチック類や木は、ことごとく下田市に無料で引き取ってもらっています、こういうぐあいに明言されております。そういうことを今まで市長以下、一言も議会に報告したことはありません。秘匿されて、隠されているんです。ましてや、家電リサイクルのこの製品の有価物は自分のところで持ちます、残ったプラスチックやいわゆるフロン断熱材は下田市の焼却で燃しています、こういうことも一言も議会に報告がございません。これらについて、ですから私はこの際、それら市長、助役の給与の減俸ということの背景にあるこの複雑怪奇な問題について審査するには、余りにも物がないんですよ。

逆に、例えば私たちは産業廃棄物については、処理は県の処理計画に基づいて産業廃棄物は処理される。一般廃棄物については、市町村の処理計画に基づいて処理されている。仮に破碎処理施設において処理されて出た残渣、すなわちプラスチック製品だとか木材、これは一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、極めて微妙な位置になると思うんです。

下田市の焼却場で焼却する焼却残渣、飛灰やその他が特定管理の産業廃棄物であるということはみんな承知しているんです。あるいは、下水道の処理施設で生まれた汚泥は、これまた一般廃棄物として処理されるのではなくて、産業廃棄物として処理される。この点について、市内のこの業者さんの中間というか、破碎処理施設で尽くされたものが、本当にこれが無料でやられたのか。そうすると、市のやったものはただ、自分たちが集めたものは有料という、こういうことを分けることがもう不可能だと思うんですよ。今日は市のものを持つ、明日は南伊豆のものを持つ、明日は何と、こういうことは不可能だと思うんです。

ですから、私は、そういう点で、もう少し市長、助役の減俸の背景になっている廃棄物の処理における実情、そして問題点、こういったものをちゃんと議会の前に明らかにすると。いや、それは調査してみなければわかりませんというのでは、余りにもこれはおかしいのではないかというふうに思うわけでございます。

そういう点で、私は廃棄物の処理に当たって、仮に今、昨日来、環境対策課長が答弁しているように、フロン入りのウレタンその他が窯で処理されたとなったら、これこそ違法な処理を下田市の施設でやっていたということになるわけで、これは環境破壊の大罪になるわけです。環境の先生、大黒さんおられますが、環境破壊の大罪です、これは。えらい大罪だと思います。知っている、知らないというのは、これは問うところではない。地球温暖化の最も重要なあれになる、そういうフロンガスを発生させるものを長年にわたって公の処理施設でどんどん無制限に燃やしていたと。これは、私は環境破壊の大罪になるというふうに思うわけです。



ですから、そこら辺が、どうも燃やしていたのか、そうじゃないのか、どうも何かごちゃごちゃあいまいですから、この辺をちゃんと実はこうだと、何年も前から持っていた。だとすると、今日、下田は、来年、再来年にわたって財政再建とか何とか言っている中で、巨額の借金をしてまで清掃センター、焼却施設の修理をしなければならない。大規模改修をしなければならない。数億円、10億円になるかもしれない。この財政難の折に、巨額な投資をしなければならない。その原因の一つになったのが、フロンガス等を含むそういう焼却がそういうものを引き起した。それが回り回って市民にその負担が回ってくるという、こういう構図になるわけです。

これはもうおわかりかと思いますが、その辺が私たちの前には、これとして資料あるいは報告、こういうものはないわけですから、これがいい機会といたしまして、3点目に、私は長年にわたる業者さんの中間処理施設、あるいは廃棄物の処理施設によって生じた廃棄物等が下田市としてどう受け取り、有料なのか、無料なのか、あるいはどういう約束で行われたのか、こういうことをきちんと議会の前、市民の前に明らかにした上で、この妥当性を判断する、これが当然だと思うわけです。

そういうものがないまま、単純に総務課長さんのお話を聞いてみると、必ずしも、もう監督責任じゃなくて、執行責任において処理したと。ところが、市長さん以下は全部、監督責任、監督責任と言っているわけで、監督がそんな重い責任あるのかなと。沢登さんのおっしゃる、実際にやった人は大して要するに処分はされないで、監督する方がえらい処分を受けるといふ、これまただれでもおわかりです。日本の法律体系は、両罰規定、両方を罰する規定、両罰というものが基本的な原則でございます。罰する、罰せられないはともかく、事実関係をきちっと明らかにさせていただきたい、3点目は。

とりわけ、2点目に申しあげました環境省の市に対する直接的な指導文書、その他、まるきりなくて、口頭だということは、ちょっと日本の公権力の行使の中では考えられないことでもありますから、この辺あたりも全部明確にさせていただいて、隠して、ただ処分、処分でおしまいですというのでは、沢登さんのおっしゃるように、今後の下田市の公明正大で公正な廃棄物処理行政の確立ということにはならないと、これは自明だと思うんです。

そういう点で、ぜひ議長さん、この問題の持っている複雑さ、あるいは重要さ、こういうものから、以上私が申しあげましたことをぜひ当局から出してもらって、18人議員全員が問題の本質について客観的に評価できるようにしていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 答弁。

番外。

市長（石井直樹君） 問題点がいろいろ出てまいりましたので、先ほど私の方からも答弁させていただきましたように、今日の朝の指示で、とにかく一つ一ついろいろな問題点を洗い出して、それを全部説明できるような形にしてくださいという指示を出させていただきました。

先ほど助役の方から話がありましたように、これはもう環境対策課だけの問題じゃないと。やっぱり今回、これだけの大きな問題であるから、やはりしかるべき人間でその調査をやるということでやりましたので、でき次第、皆さん方のところに開示できるように努力をしたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 総括的に市長さんがそうおっしゃいましたから、それでは市長さん、私が冒頭申し上げましたように、この議案は撤回していただきまして、その調査が明確に出た段階で、再度議会に出していただきたい。それが議会制民主主義のルールであるわけです。

そして、きちっと、その時点で遅くはございません。市長さんの処分がそういう格好の中で全面的に検討するということを行っているわけですから、そうだとすると、さっきから言っているように、また追加処分、追加処分という可能性も出てくる。ぜひ議長、この問題についての撤回の手続を当局にとっていただきたいとお願いします。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 2時21分休憩

午後 2時55分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの質問に対する当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 大変長い時間申しわけございませんでした。

先ほどの小林議員のご意見でございましたけれども、今回の問題につきまして、この特例に関する条例の上程につきましては、予定どおり委員会の方でやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それにつきましては、できる限り小林議員のおっしゃっていた資料提供の方をしっかりとやらせていただきたい、このように思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大変長時間にわたりまして調整が行われたわけですが、ぜひ市長さん、長年にわたる粗大ごみの処理委託にかかわる諸事実、そして下田市の家電廃棄物にかかわる許可等の諸事実、あるいはその諸経過等につきまして、ぜひ全面的な資料を委員会に開示していただきまして、慎重な審査をしていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 83号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 57分休憩

午後 3時 7分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 議第 84号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 議第84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案件名簿の14ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の条例改正の提案理由は、下田市立稲生沢幼稚園を廃止するためでございます。

お手元に配付してございます条例改正等説明資料により説明させていただきますので、資料の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。

各ページ、上段部分が適用部分でございます。左側のページが改正前、右側のページが改正後となるものでございます。

下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例第2条中、最下段から2番目にアンダーラインを付して記載してございます下田市立稲生沢幼稚園、下田市立野 188番地を削除するものでござ

ざいます。

この廃園は、下田市立学校再整理審議会の答申を受けて行うものでございます。

答申では、稲生沢幼稚園を平成 19年4月1日、下田幼稚園に統合することが望ましいとしております。その理由といたしまして、1つとして、他地区に比較し低い就園率の現状があること。2つとしまして、施設の老朽化に伴う教育環境の悪化が甚だしいこと。それから、3つ目としましては、現在の財政状況下、施設改修の困難性が指摘されていること。4つとしまして、施設の維持活用にかかわる職員の負担増加に伴う保育専念の困難性が指摘されてきたところであります。答申に従いPTA、保護者の会へ説明、理解を求めてきたところであります。

しかしながら、保護者の会からは、1つとして、廃園により稲生沢地域の教育環境の低下が危惧されること。それから、2つ目としまして、入園児募集の時点で廃園の説明をしてこなかったのではないかとということ。それから、3つ目としまして、3年間の園生活を保証するというものであったのではないかと、このような要望がそれぞれなされてまいりました。PTA、父母の会の代表者への説得、要請をぜひ重ねてきたところでありますけれども、19年4月1日の廃園については合意が得られず、時間を経過してまいりました。

たび重なる説得、要請に対し、条件として、希望する園に対象園児がそれぞれ入園を果たせるようにすること、それから幼稚園相互の交流を実施していくこと、それから通園のための駐車場の確保をすること等の要望がなされてまいりました。こうした要望につきましては、昨日の一般質問の方で教育長の方で答弁させていただきましたが、教育委員会としては、誠意を持って対応することで了解を得ることができました。そういうことで、今議会に廃園議案を提案することができるようになりました。

恐れ入りますが、条例の本文に戻っていただきたいと思えます。

附則としまして、本条例は、平成 20年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議第 84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

15番。

15番（土屋誠司君） 今回、この廃園問題については、9月までには園舎の老朽化、さらに耐震化が劣るということで、結局、耐震化の危険度というのが 11月の末頃公表されまし

たね。耐震性が劣る建物で、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される耐震ランク3ということになっています。こういう危険である園に、9月にはそういう説明をしてきたんですけれども、なぜ20年4月まで廃園を延ばす、その理由をお聞かせください。

また、危険と判断した園舎で、保育時に事故があった場合に、その事故の責任はどのようなかということも伺います。

また、さまざまな事情で20年まで延ばすならば、危険園舎での保育ではなく、隣接の小学校の空き教室で保育すべきと以前も申しましたけれども、教育長は設置基準が違うので、空き教室での幼稚園教育はできないと言われていましたけれども、幼稚園の設置基準にそのことがどこに書いてあるのか、それについて伺います。

また、今後、認定こども園というのの可能性もありますんで、今、2年先のことを廃園を出すのはいかがかなとも思っていて、以上伺います。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 質問のうちの20年の4月1日まで、答申に反しまして延ばすのは、いかなる理由なのかということだと思いますけれども、答申の中には、課題としまして、まず保護者、父兄の方に最初にご理解をいただかなければいけないよ、これに最善を尽くせということで明記をされて ございます。私どもの方も、答申がほぼ確定した段階で、既に父兄の方、PTAの方に説明をしまいいりました。そのことから始まりまして、随時役員の方あるいは園長先生を通して状況説明、それから財政的な問題等、再三再四にわたって説明をしまいいりましたけれども、いかんせん19年4月ということは早期に過ぎるということで、延期をやむなく1年間先延ばしということで対応させていただきました。

それから、事故ということ、当然ないように、日々、私どもも修理担当する部署ももちろん持っております。危険箇所が発見されれば、随時それに対して適切な処置はしてまいる予定であります。それが、先ほど言いましたように、大改修等の大きなものはできないということで、今回、廃園をやむなくということですが、随時手当てをして、子供の安全、園の生活の安全の確保に努めてまいるたい、このように思います。

それから、空き教室の設置基準ということですが、ちょっと今、手元に基準の明記されたものがないんですが、要するに小さい園児の活動のスペース、それから小学校、中学校の大きな活動のスペースとおのずから違ってまいると思います。そういうことで、教育長

の方でご答弁いただいたということでありまして、今ちょっと手元に資料がございません。

認定こども園につきましても、当然、今年の10月から法律施行ということで、その指定をもって審議をもちろんしていただきました。それで、審議をしていただきましたんですけども、再編整備の審議会の中でも、その辺の具体的なですね、この時点で明確な指針あるいは県の条例等がまだ出されない状況にあったものですから、その辺については、情報として共有はそれぞれしておりましたけれども、明確にこの時点で何ができる、何ができないということが定かでなかったものですから、実を言いますと、本当の深い議論には至っていなかったのが実態であります。

以上であります。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） いろいろな理由を述べられましたけれども、僕は9月のときには老朽化で、耐震力がなくて危険と言いながら、なぜ延ばすというか、その辺がわからないんですよ。それで、修理を随時やるんだったら、そんなことしなくてもいいというか、そう思うんですよ。その辺はちょっとおかしい。

それで、19年はPTAというか、父兄が早急過ぎると言って、危ないところへと、それは父兄も了解して、危険があっても責任はとらなくていいということなんですかね。耐震で危険だということで。それが非常に心配されます。

それと、教育長、設置基準が学校にはないと言うけれども、それ、設置基準のどこにあるんですか。この前の言った、6月ぐらいのとき答弁されたんですけども、それをお聞きします。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 細かい設置基準というような形を言ったか言わないか、ちょっとあれですけども、ただ、小学校のつくりとやっぱり幼稚園のつくりというのは基本的に違いまして、例えば南校舎、ご存じでしょうか。稲生沢の南校舎のつくりというふうな形の中で、いわゆる幼稚園の園舎というふうな形とイメージが違うわけで、細かいことはよくわかりませんが、やはり余裕教室があるから、幼稚園をそのまま入れれば、空間があればいいというふうなことではありませんよというふうな形の中で私は申したつもりです。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 施設が老朽化しているもの、それは実態でございます。私ど

も、最初行きました、かなり傷みがひどいなと、それぞれ審議会の皆様と現地を歩きながら確認をさせていただきました。

そのことを踏まえた上で、さらに父兄の皆様のご理解というのは、19年4月1日ということについて、非常に大きな抵抗を持っておられました。父兄の皆様の大きな声は、21年3月末まではぜひ残していただきたいというのがそもそもの話のスタートでありました。この歩み寄りに地元の議員さんたちのお骨折りをいただいたようです。議員さんも、実態はこうなんだということで側面的に応援をいただいたようです。そういうことで、19年4月1日はなしにさせていただいて、20年4月1日からと、こういうところに落ちつきました。

以上です。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 教育長、幼稚園設置基準ここにありますが、学校を使っただけでいかんということは一言も書いてないんです。それで、県の教育委員会も問い合わせて聞きましたけれども、今では老人ホームの中にも幼稚園があるんですよ。ですから、絶対、子供を地域に残したかったら、学校の空き教室を使えば、設備は使えるし、そういうことは絶対ないと思うんですよ。そういう勉強をしてくださいよ、教育長。

だって、県教委に聞いたんですよ。県教委は問題ないと言っているんですよ。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） それは施設だけのことでなくて、やはり幼稚園再編の動きというような形については十分説明したつもりですけども、それについての時期というような形の中での話し合いでした。だから、再編そのものについて、やがては廃園するというような形については、ご父兄の方は納得したというか、そういう中でのいわゆる予告の問題とか、計画とやはり実施の問題とか、そういうような形の中の感情的なものを含んだ上でのことというふうな形で、こういうふうな案が出たんだというふうに 思います。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 今回の稲生沢幼稚園の廃園を1年延ばして、平成20年の4月にすると、こういう提案は、私は肯定をするという立場で若干質問したいと思います。

今回の議会で3人の議員が、土屋さん、沢登さん、そして土屋雄二さんと、3人の議員がこの幼保の関連について質問をいたしました。その答弁を私なりに整理をして、確認をしながら質問したいんですが、まず第1点目には、今後の幼保のあり方について、教育委員会に審議機関を設置して検討すると。2つ目には、認定こども園の対応 については、この12月

に県条例ができるので、それらをにらみながら対応を考えたいと。3点目には、当面は既設の幼稚園あるいは保育園の統合・再編を進めたい。それから、4つ目には、その上に立って、この5月に私どもに配付しました集中改革プラン、これを100%実行するという目標に立って努力したいと。しかし、そうはいつでも、父兄との合意形成というものについても十分留意しますよと、こういう答弁が大体3人の議員の質問を通じて当局が明らかにしたことだと思います。

そこで、まず1点目、質問したいんですが、これは前回の議会のときにも、今回も出されましたが、集中改革プランとのかかわりですが、まず前回の伊藤議員の質問に対しまして、教育長は稲生沢幼稚園を20年に廃止をしますよ。ところが、今回、雄二議員が質問したときは、継続みたいな、何かはっきりしないような、これはやっぱり財政見通しの5カ年と集中改革プラン期間が一緒なんで、こういう機会ですから、はっきりひとつ方針を聞きたいんですが、この集中改革プランの教育長が言われた前回の議会を含めて、稲生沢幼稚園を平成20年に廃止するのかどうか、これをはっきりとしないならしない、返事をひとついただきたい。

加えて、21年には、これ、若干保育園の再編で、21年、多分これ、白浜かどこかわかりませんが、廃止をしたいと。それで2,000万円ばかり浮かせたいんだと、こういう集中改革プランが出ておりますが、この辺について、やっぱり今議会ではっきりとした形での当局の考え方を示す必要があるんじゃないか、こう思います。ぜひひとつその辺をまず第1点目、ご答弁をいただきたい。

それから、2つ目には、平成20年4月の廃園ということで、あと1年4カ月くらい利用されるわけでありましてけれども、我々いろいろな議員も私自身も、3回ほど現場を見ました。一番感じましたのは、雨漏りの対応が悪いと、こういうことなんですよ。

先ほど土屋誠司議員も言いましたが、保育園、幼稚園は、下田幼稚園、下田保育園、あるいは吉佐美幼稚園以下、みんな危ない建物なんです。同じレベルで。そういう中であって、どうも稲生沢のこの幼稚園のどうも原因は、雨漏り対策が悪かった。そうだとしますと、この数年、議会では決算特別委員会ときに必ず出るのは、そういった細かな対応についてしっかりせよと、こういう提案がされてきているわけです。

と同時に、幼稚園の管理規則がありますが、19条には、幼稚園の園長は、幼稚園の施設及び設備において管理し、その目的に応じて、最も効率的に、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に利用しなければならぬ。それを教育委員会にちゃんと連



絡をとってやらなければいけません。雨漏り対策というか、本当に基礎的なことが、管理規則から見ても、この数年、非常にただ単にお金がなかったというんじゃなくて、議会の方もそういった提言もしているし、また雨漏り程度で金がないよということ自体ないんだろうと思います。そういう意味では1年4カ月今後使うわけでありますが、何か一定の対応策を考えているかどうか、これを2点目にお尋ね申し上げます。

それから、3点目には、全体を見てみますと、要は今回、稲生沢地区には幼稚園機能がゼロになるわけですね。これには多少私、疑義があって、今後、各地域においてどういうスタイルにしていくかというのは、先ほど冒頭申し上げましたように、いわゆる審議機関を設けて、十分検討するという事になっているわけですが、少なくとも私は現段階では稲生沢幼稚園を廃止するというのは暫定行為だと。暫定行為。こういう理解をしたいわけですが、そういうことでよろしゅうございますか。

最後に、昨日の一般質問から、私もちょっと正しい理解をしなかったんで、びっくりしてしまっただんですが、要は国の政策からして、認定こども園は一切これは公設民営じゃ補助が出ないと。民設じゃなければ出ませんよと。加えて、では例えば白浜保育園が古いと。これを行政が建てかえたいと、こういった場合にも、恐らく全然国の補助がないんだろうと思うんですが、この辺、国の幼稚園あるいは保育園、この財政支援の実態をちょっと改めて明確に、こういう状態になっていますよという点をお教えいただきたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 答弁を求めます。

番外。

教育長（高 橋正史君） 稲梓幼稚園について、集中改革プランの840万円というのは、伊藤議員の質問に答えて、それは稲梓幼稚園だというような形の中で、ただ、私も2チャンネルを見ながらちょっと確認し、また稲生沢の方の会議に行ったときも、非常にそのこと自身を皆さん聞きたいというふうな形で、集中改革プランの710万円、840万円という形については、19年、20年は稲生沢幼稚園と稲梓幼稚園というふうなことで、ただし、それはあくまで集中改革プランであって、この答申、いわゆる審議会の答申の中では、稲梓幼稚園については、現有施設を維持、活用しつつ、今後幼稚園と保育園を一体化した施設を整備する。稲梓地区には就学前の施設は稲梓幼稚園一つであると。稲梓幼稚園は築後30年を経過した老朽化が進行している。改築または新築を検討する際は、同地区に保育所がないことから、幼稚園と保育所を一体化した施設の整備が望ましいというような形の中で検討していくとい

うような形でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 今、今回の答申に基づき、稲生 沢地区の幼稚園機能が既にゼロになってしまうんじゃないかということで、それが暫定の措置なのかというお話であったかと思います。

統計をずっととってきてまいりました。それから、ここ3年ないし5年の稲生沢地区の出生者に対する幼稚園への就園率、極端に低いんですね。ここ5年間を見ますと 16.8%、それから3年間だけ見ますと 18.6%で、ほかのところでは、例えば稲梓の方では 46.1%、47%、こういう状況があるんですね。そういうことも、ここの地区から幼稚園機能というのは、代替施設も実をいうと片やではあるという認識もあった中で、現実の極端に低い就園率、これも十分審議の過程で議論されました。そういうことで結論づけた部分も確かにあります。

それから、補助金の関係でございますけれども、今、補助金は、幼稚園の補助金は国の方、3分の1の補助。これは新築または増築または耐震化のための設備投資、こういうものについては3分の1交付金で来るということを確認してはございます。

以上です。

〔「雨漏り」と呼ぶ者あり〕

学校教育課長（金崎洋一君） すみません。現実、雨漏りがですね、特に一番はリズム室という大きな集会をする部屋でございますけれども、かなり雨漏りが大きいということで、園長先生の方に相談しますと、あそこを使わなくても、下の方の真ん中の部屋を使ってすることができるので、仮にあそこをとめても、園の運営には支障がないというふうな話を伺っておりますので、私どもの方では、それに対応が1年4カ月十分できると、このように判断しております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） まず、ご質問の中の集中改革プランの中に保育所の再編という形が示されていると思います。これにつきましては、白浜保育所ということで、既に公表されているところでございます。

ご承知のように、白浜地区につきましては、従来の考え方の中から、モデル的な形で幼保園を立ち上げていくという考え方が示されておりましたけれども、その後のさまざまな情勢

変化の中で、その問題が一時保留されている形になっておりまして、ゾーニングにつきましても、4つのゾーニングという形の流れになっております。ただ、それが具体的に早期に実現するかと申し上げますと、なかなか困難な事情もございまして、その辺で、一定の考え方があるわけでございます。それは、現在、今、学校教育の課長さんの方からもお話がございましたけれども、市内の白浜幼稚園の就園、10人を少し超えるぐらいの形でございます。19年度のご希望の人数につきましても15人程度という形でございます。一方、白浜保育所につきましても、来年度の申し込み者、現在のところ31名でございます。これらを合わせましても、今の白浜にある施設の中で、暫定的にはありましても、対応できるのではないかという形の中で、一定の再編計画を考えさせていただくということで現場としては考えているところでございます。

ですから、白浜地区の保育所の再編ということが、すなわち白浜からそういった幼稚園機能とか保育所機能がなくなるということではないということでご理解いただきたいというふうに思います。将来的には、その辺は動きはあろうかと思えますけれども、現時点での考え方とすれば、一足飛びにそういう形ではいかないだろうという考えは持っております。

それから、認定こども園に対する国からの補助金の関係でございますけれども、ご承知のように、保育所につきましても、国庫補助金、これはなくなっております。運営費の補助金につきましても、平成16年度から一般財源化されている形になっております。これにかわる措置としまして、次世代育成対策の交付金が出ておりますけれども、これにつきましても、公立の保育所に対しては交付金が出ない仕組みになっておりまして、ということは、つまり国の考え方は、これからの保育所運営の流れは、民間移行という考え方にシフトされているということでございます。

具体的に例を申し上げますと、地方自治法の改正によりまして指定管理者制度ができたわけでございますけれども、国会の委員会の議論の中では、この指定管理者制度の大どころとして、何を想定しているのかという議論がございました。これについては、政府委員の中からは、まず保育所を考えているという答弁がございまして、そういった流れの中で、都市部におきましては、既に民間への移行がかなり進んでおりますけれども、なかなか下田市のような地方の小都市につきましても、そういった形での流れが具体的に急速に進むことは難しいという中で、今後、施設整備があるという事態に遭遇した場合には、非常に苦しい財政的な問題が持ち上がってくるという形で考えております。

ですから、この流れをどういうぐあいに变化させていくのかということになりますと、や

はり今後は民間活力の導入も 視野に入れた考え方を持っていく必要があるのではないかと  
うふうに思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 多分、平成23年以降についての幼保の建物、その他についての構  
想は、恐らく後ほど出てくると思いますけれども、とにかく集中改革プランの期間のこの  
22年まで、それから今回出された財政見通しのこの22年まで、これを具体的な内容はもう  
明確にならなければこれ、おかしいわけで、そこで、まず、では稲梓幼稚園は平成22年ま  
で現状どおりにいくなだという解釈をしていいのかなのか。それで、前回のいわゆる集  
中改革プランというのは、今回の議会だって100%目標にしていると言っているんだから、  
伊藤議員の質問に対して、集中改革プランではこう言ったけれども、実際の動きとしては、  
22年まで現状どおりにいきますよだったら、現状どおりという報告をしてください。

そして、今の白浜の方も、ちょっと解釈の仕方がわかりませんが、保育園は要は廃止して、  
あの建物は撤去して、幼稚園に子供たちを就園させると。その施設は、いわゆる保育園的に  
するの、それとも幼稚園の、あるいは幼保園みたいな形で運営するのか、この辺をですね、  
2つ、白浜と稲梓は、はっきり22年までに集中改革プランは何かしらの形で廃止したいと  
か何とかという意思表示をしているんで、現時点でこれはやっぱりはっきりしなければいか  
んと思うんですよ、はっきり。したがって、これらについても一度回答をいただけません  
か。どうも今の第1次回答では的確にわからない、どうなんだか。

それから、稲生沢幼稚園は、そうすると平成19年度の当初予算には何ら金を投資しないと、  
こういうことですか。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 実際に22年から23年、稲梓幼稚園を云々というような形について  
は、前日の話でしたと思いますけれども、要するに、今度そういうような幼稚園と保育園  
の合体した庁内で部署をつくと。これは初めてだと思いますので、そういうような形の中  
で、今後やっぱり、今まで幼保一元化推進委員会とか云々というふうな形で、答申とい  
うか、中間報告が2度も3度もなされたわけですがけれども、今度は完全にある程度部署を同  
じにした中で検討していくというような形、それから認定こども園というものの自身が、民  
営民設というような形の中の、ただ、まだ県の条例が12月議会でなければ出ないというような  
形もありますので、そういうような形も含めて検討していきたいなというふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 集中改革プランでの白浜保育所の再編計画、これは確かに位置づけされておりまして、先ほどの答弁、説明がちょっとわかりにくかった部分があるかと思いますが、白浜保育所を廃止して、幼稚園に収れんするとか、あるいはまた白浜幼稚園を廃止して、保育所機能に一本化するとかということではないわけです。

今、教育長からも答弁ございましたけれども、認定こども園の認定権は県知 事が持つわけでございますけれども、そのための今、条例を県議会の方に上げると。さらに、細部にわたっても、さまざまなガイドライン、設備の基準とか施設の基準とかというものが具体的に示されてくる中で、例えば耐震性の問題についてはどうなのかということも、きちりとこちらの方としましては受けとめなければならぬということでございます。耐震機能を備えていないものについて、認定こども園としては認めないといった場合にはどうするのかということを含めて、今後検討していく必要があるということでございます。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） なおさらわからなくなった。つまり、僕が冒頭、最初に言ったように、基本方針は後でつくりますよと。認定こども園の条例については、それらを検討してやりますよ。しかし、当面、現在の既設の幼稚園や保育園は再編整備、統合していきますよというというのが、そしてそれを100%実行していこうというのがお三方に対する説明なんです。それ、間違いはないと思う。

その上に立って、しからは、ではこの22年までは銭がありませんよと。焼却場と何とかという、もう伊豆つくし学園しかありませんよと、こう言っ ておるわけですよ。そうすると、考えられるのは廃止だけなんです。廃止、22年まで。そうすると、今回の、あるいは浜崎や稲生沢幼稚園の反省点として、今年そういう意思して、来年やるよという、また問題出るわけ。少なくとも2年ぐらいは余裕を見て方針を出さなければいかん。そうすると、振り返ってみると、今ですよ、この議会あたりでこういう稲生沢幼稚園の廃止を提案するその段階において、いや、次はこうこうこういうことを考えていますと。あるいは、いつ頃までに、平成19年度の予算編成をするまでに、こういう考え方を出示しますよとか、何かないと、今、2人が答弁したことは、ちっとも、私ばかりから理解できないんだよ。

だから、もう一度、では白浜だって、今の幼稚園の建物を利用して何かやるの、保育園をぶつつぶして。この辺も何だかよくわからない。稲梓だってそうですよ。つぶされるのか、保育園は。いや、どっちかつぶすのか。いや、それ、わかりやすく説明してよ。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 稲生沢幼稚園の実際の答申としては、また集中改革プランだからということではありませんけれども、再編審議会の中で 19年というふうな形が出されてきたわけです。ただ、そのときに、父母の納得、了解というのが必要ですよというような形の中で、十分なことが得られなかったというような形で、19年存続、20年というような形になって、その中で、やはり計画と実施の時期というような形については、丁寧にやってくださいとか、プランをしっかり持ってくださいというような形の中で、私たちは再編そのものには反対ではありませんというふうなお話でしたので、今後、今度は部局も恐らくできるでしょうし、それから再編審議会もなお審議を重ねると思いますので、いわゆる計画、プランと、それから実施時期については、十分配慮していきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 説明の都度、わかりにくくなってしまおうという非常に申しわけない答弁の仕方です。恐縮でございますが、認定こども園、これにつきましては、ご承知のように4類型ございます。幼保連携型、これは基本的には既にもう合築で幼稚園と保育所が施設整備されているようなところ、これが想定されているものです。あと、幼稚園型でございますけれども、幼稚園型にしますと、今の幼稚園は調理機能を備えておりません。これは認定こども園で保育所の機能を備えるとなると、やはり調理機能が必要になってまいります。

そういうことで、仮に今の白浜の施設を認定こども園に移行する場合には、そういった機能も備えなければならぬという形になりまして、これが細部のガイドラインが示されてきませんと、今の白浜の幼稚園や保育所は、ご承知のように、連担した同一敷地の中に建物があるわけございまして、これを1つの施設として、今の保育所を保育所機能として、幼稚園を幼稚園機能として、これを活用しながら、認定こども園として認めていただけるのかどうか、その辺も定かじゃないわけでございます。

耐震性の問題についても、先ほど申し上げたとおりなわけございまして、それらがある程度具体的に明らかになってこない、白浜の再編の具体的な姿というのは見えてこないということございまして、しかし、いずれにしましても、先ほど申し上げましたような人数になってきておるわけでございますので、何らかのそういった対応はしていかなければならないということで、一応集中改革プランに位置づけさせていただいたということでございます。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 市長、私の言っていること、わかると思うんだよな。大前提がこうですよとって、そして今度は個々に聞くと、ちっともわからないんだね。これ、責任者として、やっぱりある程度けじめをつけて、今年のことを来年という、また問題出るから、僕は老婆心ながら言っているんだ。今日方針が出なくても、少なくとも僕の場合は、既存の施設を統合、再編する場合に、2年先を考えて方針を出さないといけないよと。そうしないと、合意がなかなか成立しないと、こういう心配事のもとに、くどいようだけれども、質問しているんだけど、市長どうですか、今の質疑を聞いて。方針ありませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 確かに今の答弁ですと、多分、教育長も福祉事務所の所長も、なかなか市の方針がまだはっきりと出し切れてないもんですから、大変苦しい答弁だったと思います。

しかしながら、当然今回の議会の中でも、こういう条例を出させていただく中で、政策会議でも先般、例えばやはり一番古いのが白浜保育園ですよ。こういうもので果たして今後どうするかという当然議論はしなければなりません。そういう中で、今、福祉事務所の所長は、こういう考え方があるよというふうな形の中で、やはり幼稚園と保育園の施設を入れて何かやろうかという考え方は当然述べられております。

ですから、今議会の中で、今はっきりとこの2年のうちにこういう形でやるよということは言えませんが、今回の稲生沢幼稚園の廃園、それから昨年の浜崎幼稚園の廃園問題につきましても、大変議会の方も混乱をさせていただきましたので、私どもとすれば、年が明ければ、ある程度の判断でこういう形のものをつくっていかう、そういうつもりで今回、4月からの幼稚園、それから保育園を議論する部署をしっかりと同じ部署に、どうしても今まで部署が違くと、それぞれの考え方がなかなかうまくつながらないという問題がありましたので、そういう形でやらさせていただきますので、もうちょっとはっきり言える時期を待っていただきたいと思います。

集中改革プランの中にこういうものをのせさせていただいたというのは、当然議論が出ておまして、こういうことはいくんだらうということでしたけれども、やはり稲梓地区の今の子供の施設ということを考えますと、保育園がない中で、稲梓幼稚園を全くなしにしてしまったときに、稲梓地区の子供たちの問題、どうするのかという議論が出てきていますので、そういうことを含めて、審議会の方でも、やはり稲梓地区には今ある幼稚園に保育園を合体したような施設が必要ではないかという答申も出ていますので、そういうことを踏まえて、

大変トップがはっきりしませんので、なかなか各部署が苦労しているんだと思いますけれども、はい、わかります。しっかり出ささせていただきたいと思いますので、もうちょっと、申しわけないんですが、待っていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） いいですか。すみません、長く。最後に一つ、市長、教育長、やっぱりあと1年4カ月稲生沢幼稚園を大事に使うわけですから、多少なりともやっぱり環境をよくしてあげるという温かい心を持って、ひとつ予算編成組んでくださいよ。お願いします。

#### 会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで時間を若干延長いたします。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 今、言おうとしたことを大川さんがあらかじめ言っていたんですけれども、この統廃合というのは、各施設の耐震、そして少子高齢化による子供の減少というのが私は背景にあると思うんです。この中で、やはりこの統廃合によって、その先は小学校や中学校にも今の生徒の減少によっては進んでいく可能性というのは非常に大きくなっているんですね。そこで、先ほど誠司君もちょっと触れたんですけれども、例えば稲生沢幼稚園の場合は、高額な地代も払っているわけですよ。こういうのはなくすというのではなくて、学校の今、生徒が50人ぐらいですか。中学校の生徒が。

〔「中学校」と呼ぶ者あり〕

14番（増田榮策君） 中学校でもね。小学校も相当減っている。そういう中にやはり併設するようなこともやっぱり必要じゃないのかなと思うんです。

やはりこの統廃合という問題は、子供と、要するに老朽化や耐震化、こういった問題の背景にあるのは、私は下田市の財政の問題だと思うんです。ただ、今回のこの稲生沢保育園の廃園の延長を考えてみますと、やはり説明が大変、大川さんが言うとおりに遅かったと思うんですよ。そして、父兄が大変大きな抵抗をしたと思うんです。やはり浜崎のときも、やはりそういう抵抗があったんですよね。それが全然生かされてないんですよ、はっきり言うと。

例えば、教育委員会の議事録を見ますと、教育懇談会の中でこういう発言もあるんですよ。これは学校の問題になりますけれども、「大賀茂は父兄がすごくて、学校の統合は言わない



方がよいと感じた」と、ちゃんと議事録に載っているんですよ。やはりこういう感覚で父兄の対応をしていると、やはり大川さんの言ったように、僕は非常に間違えるんじゃないかなと。わかりにくいんじゃないかと。抵抗するところは1年も延びて、抵抗しないところはすぐに早いところやっつけてしまえと、こういう今、風潮になっていくんじゃないかと、父兄の間でも。抵抗はできる限りすればいいんだと。

だから、やはりその背景にあるものは、市の財政、老朽化、少子高齢化、こういったものを私はもう入園式、卒園式のときからはっきり言って、毎年毎年でも、くどいぐらいに父兄に、そして先生方にも説明すべきじゃないかなと思うんですけども、この辺どうでしょうかね。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 先ほども何回も言うように、やはり計画、プランを示すときと、それから実施時期というような形については、確かに配慮が足りなかったのかなというふうに思います。決して反対運動が強いところはよして、弱いところは進めるなんていうことは決してありませんので。

ただ、やっぱり本当の意味で、私たち自身がいろいろな形で真摯に説明しなければならないという形は、ぜひ今後とも続けていきたいなというふうに思います。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

14番。

14番（増田榮策君） 隣の席で言ったか言わないかはっきりしろと言っていますので、確かにこれは情報公開でとった議事録に残っているんですよ、ちゃんと言ったということが。「大賀茂は父兄がすごくて、学校統合は言わない方がよいと感じた」。だけれども、教育委員会の姿勢としては、それは雑談の中で言ったかもしれませんけれども……

〔「議事録だ」と呼ぶ者あり〕

14番（増田榮策君） いや、懇談会だから、これは議事録になったかもしれませんがけれども、私はそういうふうに理解をしてあげたいけれども、やはり今の流れを見ると、教育委員会、要するに父兄に説明して、実行に移るまでのプロセスというのがよくわからないんですよ、はっきり言うと。

この点を、やはり予想するこの資料づくりというのは、やはり教育委員会が学校や園の関係者によって資料をつくって、それをまた政策会議の中にかけるように、教育委員会にさらにまた持ち寄り、それを政策会議にかけて、審議会や教育委員会、そしていろいろなところ

で部署の意見を聞いて、私は執行権者として決定のあれをすると思うんですよ。今のこのやりとりを聞いていますと、やはりどこに責任があるのかなというのがちょっと明確でないような気がするんですけども、ぜひ教育長、教育というのは独立した一つの機関として、中立もありますけれども、ぜひ市の財政から考えれば、もうそういう流れになっているということは確かだと思うんです。そういうもんで、強い発言をひとつしてください。お願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 確かにいろいろな父兄への説明ですか、余裕を持った説明というような形で、本年はいわゆる少子化の中、また再編の中で、市の財政の中で、非常に幼稚園については、もう再編が避けられないというふうな形の中で説明をしまして、今度はまた2月からの新入園児の父兄への説明会には丁寧に説明していきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 84号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

#### 議第 8 5 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 引き続き教育委員会の方から説明をさせていただきます。

議第85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正、提案につきましては、白浜小学校給食室の廃止及び稲生沢幼稚園の廃園に伴う所要の改正をあわせて行わせていただくものでございます。

お手元に配付してございます条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきますので、資料の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

ページの下段の方に記載してございます。左側の方が改正前、右の方が改正後となるもの

でございます。

下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の下田市立浜崎学校給食共同調理場のうち、対象学校欄の「下田幼稚園」を、また下田市立稲生沢学校給食共同調理場対象学校欄中の「稲生沢幼稚園」をそれぞれ削除し、右ページ、改正後の方に記載させていただきますけれども、下田市立浜崎学校給食共同調理場対象学校欄に「白浜小学校」、それから「白浜幼稚園」を加えるものでございます。

白浜小学校給食室の廃止理由といたしましては、加速度的な少子化傾向に対処するため、市内5つの給食施設を再編整備する方向で検討してまいりましたけれども、今回、白浜小学校給食室を最初に廃止対象の施設としましたのは、同施設が市内5施設の中で最も給食数が少なく、今後の児童数がますます減少傾向にあることに対応するものでございます。

廃止に伴い、これまで白浜小学校給食室で担ってきた機能を下田市立浜崎学校給食共同調理場に機能移転し、対処してまいります。また、従来、下田市立浜崎学校給食共同調理場で担当してまいりました下田幼稚園への給食供給業務は、下田小学校給食室及び朝日小学校給食室においてそれぞれ分担する予定で進めております。

恐れ入りますが、条例の本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、本条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定のうち、稲生沢幼稚園を削る規定は、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議第85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） ただいまの説明の中で、下田幼稚園の給食調理場は、下田小学校か朝日小学校の施設を使うという説明があったんですが、そうだとすれば、今回この改正の中で、下田幼稚園の調理場が抜け落ちている格好になってしまうんですが、これは下田幼稚園は給食を出さないという理解でよろしいんでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 下田幼稚園のものにつきましては、今後、下田小学校の給食室及び朝日小学校の給食室の方でそれぞれ分担して対応すると、こういうことでございます。

共同の調理場設置条例の方とは直接出てこないものですから、今回の改正の文面には載っ

てまいりませんが、実際には下田小学校、それから朝日小学校の方で分担して、その給食業務を行うと、こういうことでございます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そうしますと、共同調理場の方は条例で定めているんだけれども、下田小学校と朝日小学校の方は条例で定めてないということですか。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 下田市の調理場の設置条例は、下田市立学校給食共同調理場の設置条例で、共同調理場以外は各学校の一部ということで規定してございますので、それぞれ今言いましたように、下田小学校の調理室、それから朝日小学校にあります同じような調理室、こちらの方の機能から欠けたものを補てんとすると、こういうことで、今回の条例の中には文字は出てまいりません。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の説明でわかったんですが、確認したいのは、下田小学校の調理室でどこの学校なり幼稚園の調理をつくと、こういう規定はないんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 先ほど言いましたように、共同調理場には、今ここで改正前、改正後のあれがあって、それぞれの対象学校、施設が書いてあります。それにかわるものがないのかということだと思いますけれども、それは実際には条例の中にはのっておりません。

それぞれですね、今話しました朝日の調理場の方では、大賀茂地区、それから朝日地区を今までやっております。それから、下田小学校は下田小学校のみの給食を担当してまいりました。それで、今回、今言いましたように、下田幼稚園の方の給食業務を加えさせていただいた、こういうことでございます。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 教育長にお伺いしたいと思いますが、食育ということが盛んに叫ばれておまして、大黒議員さんなんかは、とりわけ一般質問等でもたびたび取り上げられているんですが、理念といたしまして、学校給食というのは、極めて食育という立場から大事なことはなからうかと思うんです。私は、そういう観点からいきまして、せっかくある自校方式から共同調理場方式にさせるということは、食育等からいって、極めて教育上の大きな後退ではないのかというふうに思いますが、この点に対して、教育の専門家としての教育

長のお考えをまず第1点、お伺いしたいと思います。

第2点目は、私はそういう点からすれば、共同調理場方式に対し、自校方式を一貫して議員としても推進してきた、それを主張してきたいということはあるわけですが、今回、これをおやめになるというのはいかがと思うものであるからです。

そこで、もう一つは、具体的に、ただいまのお話におきますと、共同調理場方式になりますと、当然配送という問題が出てくるわけです。やはりそういった場合の、むしろ配送上の道路の渋滞やさまざまな諸問題があって、むしろ人数は少なければ少ないなりの自校方式を推進していくということが正しいと思うものですが、仮に今のお話によりますと、自校方式で進めている下田小学校の給食の中で何百食がつくっているわけですが、そのうちでさらに幼稚園部分も今度は受け持つということになりますと、配送機能、あるいはその他含めまして、また複雑な体制をとらなければならないんじゃないかと思うんですが、浜崎共同調理場で行っていたのを、白浜のものを持ってくるから、下田でやっていたものを、今度はところてん式に押し出して、下田幼稚園のものをところてん式に押し出して、配送機能のない下田の小学校あるいは朝日の調理場に、ここに持っていくという、これはちょっといかがかなと思うものですが、そこでお伺いしたいんですが、白浜のものを浜崎の共同調理場でやるために、下田のものを向こうにあえて持っていく。そうすると、配送施設をつくらなければならない、こういうことになると思うんですが、これは極めて不合理というのか、余り合理化にならないんじゃないのかということになると思うんですが、どうして規模の小さいところで、大体白浜の小学校と、そして幼稚園合わせて、大体何食ぐらいをおつくりになっているんでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 食育という関係から、自校方式が最適ではないか。共同調理場というのは、むしろ後退ではないかというようなお話です。

確かに、理想的にはそれぞれの学校、園に給食があるという形が必要だと思いますけれども、いかせん大きな市の状況の中で、少子化の中、また財政の中で、やはり自校というような形でなく、共同調理場にせざるを得なかったというような形の中で考えています。

あと、搬送のことについては、担当。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 搬送につきましては、ただいま朝日小学校の方に軽のトラックがありまして、こちらで大賀茂小学校、それから吉佐美幼稚園の方へ配送しております。

このトラックを使いまして、下田小学校の調理場で調理したものを下田幼稚園に搬送する、  
こういうことを考えております。

もちろん朝日小学校の給食はもちろん今までどおり……

〔発言する者あり〕

学校教育課長（金崎洋一君） いやいや、それは全部現場の皆様の方に確認をしてござい  
ます。そのスケジュールも、回っていくということを確認して、本日提案をさせていただいて  
おります。

それから、各白浜、それから下田の調理数ということでご質問があったかと思えます。現  
在、白浜の方が116、それから下田が380、こういう数字を承知しております。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 情けない市政になったというのはこういうことを示すんで、財政難  
のしわ寄せ、あるいは財政のかじ取りの失敗を一番弱い立場にある子供たちの給食にまで押  
しつけるとするのは、これはいかがな問題でしょうかね。これはもっと、そういうことでお  
やりになるということになれば、市政に対する信頼というのをむしろ失うことになって、お  
金のためにはもうしょうがないと、こういうふうな風潮をあれすることになると思うんです  
よ。やはり教育委員会は毅然として、この決定に至った経過というのはどういうことでは  
うか。教育委員会の決定の経過。

議長（森 温繁君） 教育委員会、答弁を。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 白浜小学校の給食室の方の廃止ということの決定の経過はど  
ういうふうなことなのかということですが、私どもの方、教育委員会としましては、  
集中改革プランの中、それの中にうたわれております給食施設の統廃合というものが明確に  
うたわれております。そういうものに対する措置として、先ほど申しましたけれども、一番  
今、給食の総数の少ない施設を、とりあえず対応ができる、共同調理場も近いということも  
ありまして、今回白浜の調理場の方を廃止をさせていただくということで提案をさせていた  
だきました。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 教育委員会の経過の結果。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 今、小林議員さんおっしゃられたように、100%下請機関になったのかというようなご指摘であろうかと思いますが、私ども、もちろん全体の財政的なことを無視してはもちろん教育もあり得ないわけですから、そのことを念頭に置かざるを得ないという現実があります。

先ほどの議案の中でもお話をさせていただきましたけれども、稲生沢幼稚園につきましても、集中改革プランにおきましては、少なくとも19年の4月には廃止しろというプランが明記されておりましたけれども、それは学校サイドあるいは教育委員会サイドでお願いしました市民の代表を含めた審議会の中で、20年4月ということで答申をいただいて、それに向かって、今、条例を提案させていただいた、そんな経過もございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 4時14分休憩

午後 4時20分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

教育長（高橋正史君） いわゆる集中改革プランというんですか、行革の中の大きな流れの中での再編審議会の設立というような形の中で、教育懇談の中で5月に幼稚園の統廃合、それから行革、それから共同調理場の再編というような形の中でお話しして、正式には条例云々というような形については、11月の議第5号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてというような形で、事務局より説明を聴取し、原案のとおり承認というような形であります。よろしく申し上げます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） そこでの教育委員会の議論の経過を説明していただきたいと思えます。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 白浜小学校の調理場について、先ほど申しましたように、従

来の数より供給数が極端に減ってきているということの説明をして、その後の教室の方のまた利用の方も、その場で多分お話をいただいたかと思います。そういう中で、廃止の件につきましてはご了解をいただいたというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 審議会の経過の。

10番。

10番（小林弘次君） 自分は、教育委員会のこの機能というんでしょうか、責務ということにつきまして、極めて大きな責務と権限 と言っでは何ですが、権限を有していると思うんです。

教育長もご存じのとおり、教育長の専決事項というものはどういうものであるかどうかというのは、教育長は十分承知されていると思うんです。すなわち、議決事件等については教育長の専決事項ではございません。したがって、議決事件等の提案については、きちんとした教育委員会の合意をもって提案するという、これが原則なんです。

ところが、あえて自分がここで細かいことを言っているのは、そういうものがあいまいにされ、ないがしろにされて、事後報告や懇談会とか、そういうことにな っている。したがって、教育委員会というものが形骸化し、責任というものもしたがってなくなるという、こういうことになっていると思うんですよ。

そこで、教育長にお伺いします。教育長の専決事項ということについて、どのようにご理解されておりますか。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則というような形の中で、第1条「教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する」というような形で、1から17まで書いてあります。

私、小林議員のおっしゃられているように、確かに教育長というか、教育委員会としての独自性を持つてというような形のお話はよくわかります。ただ、いわゆる子供の立場、教育の立場というような形を主張しながら、ただ、やっぱり下田市の実情を考えて、当然財政が厳しいから、子供はどうなってもいいだなんていうのは当然考えていません。やっぱり、でもその中で、下田市の現状の中は全く関係ないということではないというふうに私は思います。

だから、この白浜の調理場をなくすというのは、ああ、こんなのは少ないから何だというような形ではありません。私も、白浜小学校には教諭として、校長として、2度勤めまして、



だからそういうような形の中で、どうやっぱり子供たちを、食育に関しても、どういうふうな形の中で給食をしていくのかというような形を当然考えているつもりですけども、やはりこういう大きな財政を初めとする下田市の現状の中で、最低子供たちにご迷惑をかけない程度にどうしたらいいのかというような形の中で考え、提案していくというような形のことはぜひわかってほしいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） あえて私がここで教育長に対して教育長の専決事項ということについて問うたのは、教育長は恐らくその文言の、その規則の中には、教育委員会の権限の重大さ、大きさというものがのっていると思うんですよ、教育長。そうですね。

そこで、子供のことを無視して、子供のことを財政に振り回されなくて、独立した、私はある意味では財政に振り回されない独立した教育行政というものを期待するわけですが、それは意見の分かれるところでございますからあれですが、ただ、では具体的に白浜の共同調理場を廃止し、浜崎の調理場にそれを移譲した場合の収支の差し引きというのはどうなりますか。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 白浜の小学校の給食室に現在、正規の職員はお2人の方が勤めていただいております。この人件費、それから水道料、電話料、ガス代、清掃費等ですね、たまたまここは、先ほど言いましたように、学校の1室ということで、電気料が入っておりません。今、それを除きますと、約1,260万円ほどの経費の削減につながるのではなかろうかと、このように考えております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 答弁を求めます。

学校教育課長（金崎洋一君） 今、各5つの施設の方に13名ほどの臨時の方がお勤めいただいております。そういう中で、全員の方の皆さんには、年々の契約をもって対応させていただいておりますので、臨時の方について、事前に十分理解をいただいて、交代していただくように考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに。

13番。

13番（大黒孝行君） 今の合理化の件ですが、結局、臨時の職員を首切って、職員の転換

は変わらないと。そこで、それだけの合理化の効果があるかどうかということをもう一回確認をさせていただきます。

それから、搬送の部分で、私、最近気がついたことなんですが、大変危険に感じたことなんですが、吉佐美幼稚園で雨漏りがあるから、議員さんちょっと調べてくれということで、どういうところかなと思ってお伺いしたんですが、そのときにちょうどたまたま、小林さんは意地になって、これは間に合うかと言うけれども、かなり早い時間に給食の搬送がなされておまして、そのときにたまたま職員がだれもいなかったんですね。ちょうどその近くで芋堀りをやったと。そこへ行ってらして。これ、食べ物をかぎのかからないところへ置いて、何か不慮の事故があったらと、非常に恐ろしい思いをしたもんですから、ちょっと苦言と注意をするように申し送っておきます。そういう可能性が出てきますから。小学校はいいけれども、幼稚園というのは。よろしくをお願いします。

議長（森 温繁君） よろしいですか、答弁は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑。

1 番。

〔「説明ないのかよ」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ちょっとお待ちください。いいですかと今聞いたら、返事なかったものからです。

答弁を求めます。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 臨時の職員を切つてということですが、臨時の職員の方につきましては、年々新たな契約という形で、雇用を約束しているものではないものから、事前にその辺を十分お話しさせていただいて、理解を得ていきたいと、このように考えております。

それから、吉佐美幼稚園の雨漏りということのようでございますけれども、こちらについても、現場をまた見させていただいて、対応できるところからさせていただきたいと、このように思います。

それから、給食室に職員がいなかったということですが、食べ物の場所ですから、それは十分気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 白浜小の給食調理場を廃止するために、子供たちの数も少なくなっているから、こういう体制にしよう、合理化を図ろう、こういうことであろうと思いますが、ご案内のように、単独校は学校の施設だと。そうしますと、その学校の校長さんの権限の中で、何かまずいこと、より一層改善したいことがあれば、学校の校長さんの権限の中でそれが改善されていくと、こういうことになると思うわけです。共同調理場については、教育長の権限だと、こういうことになっていようかと思うわけでございますが、そういうぐあいになっているかどうかという点が1点でございます。

そして、そうだとしますと、実態的に、この案によりますと、単独校が、名前は単独校であっても、実態的にはすべて共同調理場ではないか。そういう実態になるわけでございます。その監督権限等々が非常にあいまいにされていく。例えば、下田小学校の調理場で下田幼稚園の部分の給食をつくると。3歳から5歳までのちっちゃい子供の給食をつくると。1年生から6年生までの給食をつくる とか、全く同じ食材、同じ内容の給食になるのか、調理の内容になるのか、こういうことになろうかと思えます。

今までも他の学校でそうであったよというようなことがあるのかもしれませんが、そういう調理の内容の問題、それからそれらを改善していく権限の問題が学校長にあるのか、教育長にあるのか、非常に混乱をしていくような形態にもなろうかと思うわけです。

実態からいえば、伊藤さんが質問されたように、ちょっと戸惑ってしまうと。すべて共同調理場というような形態になっていけば、そういう改正の検討が必要になってくるのか どうかというような疑問もあるわけでございます。

それぞれこの学校につきましては、あるいは幼稚園につきましては、給食をしていたものですから、受け入れそのものの施設はあるのか。浜崎小学校等については、受け入れの施設がなくても、自分のところでつくっているわけですから、必要なかったわけですが、そういう施設の改善が必要になってくるのか、なっていないのかという点が次の点の質問でございます。以上お尋ねをしたいと思います。

それから、結果的には、数の上の給食食数の数合わせといたしますが、そういうものをここで図って、実施をするという内容になっているのかどうか、あわせてお尋ねします。

以上です。

議長（森 温繁君） 答弁。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 新たに単独校におきます他園への調理の実施を行うことによって、担当権限の混乱が生ずるのではなからうかと、こういうことのようにですけども、施設としての権限はもちろん学校長さんにはあるわけですけども、給食上の最終責任者は教育委員会で持っておりますので、それは私どもの方で……ます。

それから、改修が伴うのかどうかということですけども、今、白浜の方については自校でやっておりましたので、そのままできたものを台車に乗せて学校の方へ移すというやり方でしたけれども、今回、この改正を済ませますと、新年度からは浜崎からおろすということが出てくるわけですけども、それについては、現場の車の状況、それから現地の受け入れの現場の様子を確認してございまして、特にコンクリートをおろすところに……ということを確認をしております。

以上です。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 小林議員の方からも指摘がありましたが、この案の一番の不安に思うところは、下田小の調理場でつくったものを朝日小の給食の車で下田幼稚園まで運ぶと。さらに、朝日小にも運んでいるわけですから、給食の時間帯にきっちり間違いなく配送がされるかというような心配がやはり出てこようかと思うわけでございます。そこら辺の検討がどうされているか、最後に聞いて、終わりたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 先ほども小林議員さんの質問にお答えしたかと思っておりますけれども、朝日小学校の軽トラックの今、配送車がございまして。こちらの方の設備を使って、そのまま下田幼稚園の方に運ぶことができますので、特段問題があるということは考えておりません。

実際に、運転される方、つくる方、それぞれの方にこれから 60食程度増えるよという話の中で確認をしていただきましたけれども、それについては、問題は特に指摘されておりません。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 内容の差ね。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） それにつきましては、栄養士の方で十分管理をしていきますので、問題ないと思います。

〔「別のもの……」と呼ぶ者あり〕

学校教育課長（金崎洋一君） 別のものというか、量でやっぱり調整は、カロリーですので、最終的には。カロリー計算でしておりますので、そういう内容で判断されると思います。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 85号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

#### 議第 86号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（山崎智幸君） それでは、議第 86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の18ページをお開きください。

まず、提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 18年政令第315号）が平成 18年 9月26日に公布されたことに伴い、改正するもので、損害補償の基準の改正及び用語の整理であります。

改正の内容につきましては、説明資料の9ページをご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

まず、下田市消防団員等公務災害補償条例の第5条は、補償基礎額の改正であり、第2項第1号の改正は、平成8年自治省令第 86号、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項第2号の規定に基づく総務大臣 が定める施設第3号の削除により、障害

等級ごとの障害について、総務省令で定めることとする等の措置を講ずることとなり、別表第1、補償基準表、別表第2、傷病補償表、別表第3、障害補償表、別表第4、介護補償表の削除に伴う改正で、「別表第1」を「別表」に改めるものであります。

次に、第6条は、療養補償の改正であり、同様により「、当該非常勤消防団員等に対して」を削るものであります。

次に、第8条は、休業補償の改正であり、同様により「、当該非常勤消防団員等に対して」及び「、1日」を削るものであります。

次に、第9条は、傷病補償年金の改正であり、第1項の改正も、同様により改めるものであります。

次に、第9条第3条も、同様により「別表第2中の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加えるもので、項の整理でございます。

次に、第10条は、障害補償の改正であり、第1項も同様により改めるものであります。

次に、第10条第7項も、同様により「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加えるというもので、用語の整理と項の整理であります。

次に、第10条の2は、介護補償の改正であり、第1項も同様により本文を改めるものであります。

次に、第10条の2第1項第2号も、同様により改めるものであります。

次に、第10条の2第1項も、同様により1号を加えるものであります。

次に、第10条の2第2項も、同様により改めるものであります。

次に、第18条は、遺族補償の改正であり、第1項第2号も、同様により「第12条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改めるものであります。

次に、第20条は、葬祭補償の改正であり、同様により「、葬祭補償相殺補償として」を削り、「対して、葬祭補償として」に改めるものであります。

次に、第21条は、特種公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例の改正

であり、同様により「第9条第1項、第10条第1項」を「第9条第2項、第10条第3項若しくは第4項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「同表に定める第2級の傷病等級」を「第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級」を「第1級の障害等級」に。「同表に定める第2級の等級」を「第2級の障害等級」に改めるものであります。

次に、同様により、別表第2から別表第4までを削り、「別表第1」を「別表」とするものであります。

次に、下田市消防団員賞じゅつ金条例の改正前の第2条は、賞じゅつ金及び見舞金の改正であり、第1項も、同項により「（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）別表第3）」を「（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第2）」に改めるというものです。

次に、第3条は、賞じゅつ金、見舞金の種類及び金額の改正であり、第1項第2号も、同様により「障害の等級」を「障害等級」に改めるというものです。

次に、別表第2も、同様により「障害の等級」を「障害等級」に改めるというものです。

次に、別表第3も、同様により「政令別表第2」を「省令別表第1」に改めるというものです。

続いて、附則であります。議案の22ページをお開きください。

第1項は、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の下田市消防団員等公務災害補償条例第10条の2第1項第2号及び第3号の規定は、平成18年10月1日から適用するというものであります。

第2項は、経過措置として、前項本文に規定する適用の日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、新補償条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるというものであります。

以上で議第86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 86号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

議第 87号～議第 90号までの上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第 88号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第89号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第90号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、平成 18年度12月補正といたしまして、議第 87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第 90号までの各補正予算につきまして、一括してご説明いたしますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第 87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

このたびの補正の主なものは、減債基金を活用した開国のまちづくり事業「踏海編」に係る長期債の繰上償還及び災害復旧事業費等、事務事業費の増減に伴う補正でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億 116万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89億2,492万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほど説明させていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正変更は、事務機器等リース料で、小・中学校事務用パソコン、郵便発送管理機、プリンター等事務機器のリース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず、限度額において、事業予定額を 143万8,000円減額の611万7,000円の範囲内とし、平成 18年度予算計上額を 27万3,000円減額の78万3,000円とするとともに、平成 19年度以降支払う金額を116万5,000円減額の533万4,000円とするものであります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただいて、第3条、地方債の補正であります、内



容は6ページをお開きください。

第3表、地方債補正の1の追加では、退職手当債 7,000万円の追加は、勸奨退職手当組合特別負担金の財源として借り入れるというもので、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりであります。

2の変更は2件であります。公共道路橋梁・河川災害復旧事業は、4月 12日災の事業費が確定したことによる280万円の限度額の減額変更、公共水産施設災害復旧事業は、8月9日災の事業費が確定したことによる1,270万円の限度額の減額変更で、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ変更ございません。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課といたしましては、16款2項3目県営事業軽減交付金は338万9,000円の補正で、交付額の確定によるもの、19款2項1目減債基金繰入金は2億6,600万円の追加で、開国のまちづくり事業「踏海編」に係る長期の繰上償還を行うため、減債基金より繰り入れるものであります。

22款1項8目現年発生補助災害復旧事業債は1,550万円の減額で、先ほど第3表地方債補正の2、変更でご説明したとおり、それぞれの事業費が確定したことによるもの、同9目退職手当債は、これも第3表地方債の補正の1、追加で申し上げた勸奨退職者の退職手当組合特別負担金の財源として借り入れるものであります。

続いて、税務課関係では、1款4項1目市たばこ税現年課税分は1,000万円の減額で、たばこ離れによる調定額の減見込みによるもの、1款6項1目入湯税滞納繰越分は500万円の追加で、徴収予定額の増見込みによるもの、16款3項1目徴収費委託金は84万7,000円の追加で、県税取扱徴収税額の増に伴うものであります。

続いて、市民課関係では、16款2項1目県費・地域防災対策除菌は192万7,000円の追加で、防災ラジオ1,000台の追加購入に係る県補助金であります。21款5項4目雑入は135万円の追加で、防災ラジオ900台分の個人負担分を受け入れるものであります。

続いて、福祉事務所関係では、15款1項1目国庫・児童福祉負担金は252万1,000円の追加で、民間保育所保育単価改正及び中途入所児童の増に伴うもの、15款2項1目国庫・社会福祉費補助金は37万8,000円の追加で、障害者居宅介護支援の対象者の増に伴うものであります。

16款1項1目県費児童福祉費負担金は126万1,000円の追加で、15款1項1目と同様、民

間保育単価の改正及び中途入所児童の増による県費負担金の増であります。

16款2項2目県費・社会福祉費補助金は40万6,000円の追加で、医療費は件数の増、支援費は居宅介護支援対象者の増等に伴うものであります。

次に、4ページをお願いいたします。

16款2項3目県費・児童福祉費補助金は75万1,000円の減額で、放課後児童対策実施事業以下、それぞれ単価改正によるものであります。

続いて、健康増進課関係では、15款1項1目国庫・保険基盤安定負担金は108万7,000円の追加、16款1項1目県費・保険基盤安定負担金は290万6,000円の追加で、それぞれ額の確定に伴うものでございます。

続いて、産業振興課関係では、15款1項3目国庫・水産施設災害復旧負担金は2,543万3,000円の減額で、8月9日災の事業費の確定に伴うもの、16款2項4目県費・農業費補助金は72万円の追加で、中山間地域等直接支払事業交付金の交付割合及び対象面積の増に伴うものであります。

続いて、観光交流課関係では、21款5項4目雑入は60万円の追加で、静岡県観光協会によるおもてなし品質向上モデル事業交付金を受け入れ、同額事業委託にて下田市観光協会によるおもてなし研修、市民向け講演会等を行うものであります。

続いて、建設課関係では、15款1項3目国庫・土木施設災害復旧費負担金は566万円の減額で、4月12日災の事業費の確定に伴うもの、16款2項5目県費・住宅費補助金は147万円の追加で、河内諏訪地区の急傾斜地崩壊対策事業指定に伴う測量業務委託の補助金、18款1項3目住宅費寄附金は90万円の減額で、柿崎宮の背ほか5地区の急傾斜地崩壊対策事業費の確定に伴うものであります。

続いて、学校教育関係では、15款2項4目1節国庫・小学校費補助金の15万1,000円の減額、同2節国庫・中学校費補助金の16万8,000円の減額及び16款3項5目の県費・教育費委託金16万3,000円の減額は、それぞれ交付額の確定に伴うものであります。

続いて、歳出でございますが、6ページをお開きください。

人件費関係を除く主なものは、議会事務局関係では、1款1項1目議会事務で2万4,000円の減額は、債務負担の変更で申し上げた事務機器のリース料額の確定に伴う減額であります。

続いて、企画財政課関係では、2款1項8目行政改革推進事業の1万6,000円の追加は普通旅費、11款1項1目起債元金償還事務は2億6,600万円の追加で、歳入でも申し上げた、

現在、減債基金で管理している開国のまちづくり事業「踏海編」の起債償還のための基金を取り崩し、起債の繰上償還を行うというもので、これによって実質公債費比率の低減及び償還利子の約2,400万円の削減を図るというものでございます。

12款1項1目予備費は2,302万9,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

続いて、総務課関係では、2款1項2目人事管理事務は5万8,000円の追加で、退職者への表彰状等消耗品、同職員研修事業は3万円の追加で、新規採用職員研修用消耗品、2款1項3目行政管理総務事務5万5,000円の減額は、債務負担の変更で触れさせていただいた事務機器リース料が確定したことによるもの、2款1項4目広報広聴事業は39万9,000円の追加で、広報「しもだ」の印刷製本、同都市交流事業は15万円の追加で、姉妹都市提携40周年記念沼田市歓迎事業市負担金として、2款1項6目施設管理事業は19万1,000円の追加で、爪木崎温室暖房用重油等の燃料費、2款1項17目庁舎建設基金は5,400万円の追加で、平成17年3月25日借入れの同基金からの長期繰りかえ運用の未償還残金を一括償還するというものであります。

続いて、税務課関係では、2款2項1目税務総務事務の消耗品10万円の追加は、税務用諸用紙の消耗品、2款2項2目市民税課税事務は62万5,000円の減額で、電算処理アウトソーシング委託の印刷代、用紙代の減に伴う委託料の減115万円、税制改正の広報に係る賀茂税務研究会特別負担金15万円が主なものであります。

2款2項2目試算税課税事務72万7,000円の追加は、平成19年度固定資産税納税通知書加工業務に伴う印刷製本費。

次に、8ページをお開きください。

2款2項2目市税徴収事務は53万1,000円の追加で、市税督促状、催告状等の郵便料49万円が主なものでございます。

続いて、市民課関係では、2款8項1目地域防災対策総務事務は535万5,000円の追加で、防災ラジオ1,000台を追加購入するものでございます。

続いて、福祉事務所関係では、3款1項1目社会福祉総務事務は34万2,000円の追加で、地域福祉ネットワーク事業18万円は、子育てマット購入による子育て支援事業の追加及び社会福祉法人覆育会の通所施設利用減免対象者自己負担の補助10万2,000円の追加が主なものであります。

3款1項2目身体障害者施設入所支援事業は151万2,000円の追加で、浜松にあります身体障害者施設三幸共同作業所改築に伴う利用者団体負担金として、同在宅身体障害者（児）

援護事業は98万7,000円の追加で、居宅介護支援対象者の増による居宅介護支援費の増 70万4,000円及び医療費審査件数の増に伴う医療費審査手数料 28万3,000円であります。

3款1項4目精神障害者援護事業は5万 2,000円の追加で、利用者2名の精神障害者ホームヘルプ支援費として、3款2項1目老人福祉総務事務は1万 8,000円の追加で、老人入所措置等にかかわる県内旅費、3款3項3目公立保育所管理運営事業 80万円の減額で、賄材料費の減、3款3項4目民間保育所事業は 581万7,000円の追加で、保育単価の改正及び中途入所児童の増に伴うもの、3款4項1目生活保護総務事務は 129万5,000円の追加で、平成17年度生活保護費国庫負担金の確定に伴う返還金であります。

続いて、健康増進課関係では、3款7項1目国民健康保険会計繰出金は 158万8,000円の追加で、財政安定化事業繰出金の額の確定に伴うもの、同保険基盤安定繰出金は 532万4,000円の追加で、歳入で申し上げた国保軽減分及び保険者支援分の額の確定に伴うものであります。

3款8項1目介護保険会計繰出金は 2,378万6,000円の減額で、介護給付費、介護予防特定高齢者施設事業費等の減に伴うもの、4款1項2目予防接種事業は 130万円の追加で、インフルエンザ予防接種実績見込みによるもの、4款2項1目老人保健事業は 21万円の追加で、予防接種プログラム修正に伴う業務委託の増額、同健康づくり事業は5万円の追加で、開国のまち・下田健康ウォーキング実行委員会負担金であります。

次に、10ページをお願いします。

4款2項2目老人保健医療事業費は 82万1,000円の追加で、議第81号にてご説明させていただいた静岡県後期高齢者医療広域連合の設立に伴う市町村 負担金で、77万8,000円が主なものであります。

続いて、環境対策課関係では、4款3項1目清掃総務事務は、複写機使用料の今後の見込み額11万3,000円の追加が主なものであります。

4款3項2目ごみ収集車管理事業は 80万円の追加で、タイヤ等車両消耗品 25万円及び車両修繕費55万円であります。

4款3項5目環境対策事務は 12万2,000円の追加で、環境審議会開催に関する委員報酬と同環境衛生事業が 10万円の追加で、公衆トイレ維持管理に要する消耗品等、同環境美化推進事業は27万円の追加で、実績見込みによる資源ごみ集団回収補助金であります。

続いて、産業振興課関係では、5款1項3目中山間地域等直接支払事業は 96万1,000円の追加で、歳入で申し上げたとおり、交付金交付割合の変更及び交付対象面積の増等によるも

のであります。

5款1項5目農用施設維持管理事業は25万円の追加で、施設維持、補修用原材料、5款2項1目林業振興事業は50万円の追加で、有害獣による被害対策補助金として、同林業維持管理事業は5万円の減額で、今後の見込みによるもの、5款2項6目市営治山事業は60万円の追加で、上大沢地区市営治山事業の測量業務委託であります。

5款4項2目漁港管理事業は118万9,000円の追加で、公共災害復旧事業の事業費の確定に伴う職員人件費の組み替えが主なものであります。

10款1項4目公共水産施設災害復旧事業(8月9日災)は3,831万2,000円の減額で、歳入でも触れました白浜(板見地区)漁港漁場災害復旧事業の事業費の確定によるものであります。

続いて、観光交流課関係では、6款2項2目観光振興対策事業は60万円の追加で、歳入でも触れました静岡県観光協会からの交付金を受け、同額の委託事業で下田市観光協会がおもてなし研修市民向け講演会等の実施をするもの、6款2項3目観光施設管理総務事務は18万4,000円の追加で、ペリーロード木製デッキ修繕、6款2項4目外ヶ岡交流館管理運営事業は55万9,000円の減額で、清掃業務委託等、各管理委託業務の額が確定したことによる不用額が主なものであります。

続いて、建設課関係では、7款1項1目土木総務事務は120万円の追加で、追加のうち測量及び登記事務委託29万8,000円の追加は、市道禅福寺線に係る地積測量及び分筆登記事務であります。

次に、12ページをお開きください。

7款5項3目県営街路事業負担事務は1,350万円の減額で、県営街路下田港横枕線の事業費の確定に伴うもの、7款5項4目都市公園維持管理事業は300万円の追加で、下田公園のあじさい園園路の一部が崩壊したことによる復旧工事を行うもの、7款6項1目下水道会計繰出金は540万円の追加で、受益者負担金システム構築委託、マンホール修繕、施設修繕等の施設維持管理経費として、7款7項1目市営住宅維持管理事業は70万円の追加で、丸山住宅、うつぎ原住宅の修繕、7款7項3目急傾斜地対策事業は146万7,000円の追加で、歳入でも申し上げた河内諏訪地区の指定に伴う測量委託が326万7,000円及び柿崎宮ノ背ほか5カ所の事業費の確定に伴う負担金の180万円の減であります。

10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業(4月12日災)は910万1,000円の減額で、市道道隈線道路災害復旧事業の事業費の確定によるものであります。

続いて、学校教育課関係では、9款1項4目児童・生徒適応指導事業は 13万1,000円の減額で、事業費の確定によるもの、9款2項1目小学校管理事業は 57万6,000円の追加で、白浜小調理場を同校の家庭 科室に改修する 70万円及び債務負担行為の変更で申し上げた事務機リース料の確定による 12万4,000円の減であります。

9款2項2目小学校教育振興事業は 27万2,000円の減額で、理科振興備品の額の確定によるもの、同児童援護事業は 10万2,000円の追加で、遠距離通学補助対象児童数の増に伴うもの、9款3項1目中学校管理事業は 343万円の追加で、下田中学校身体障害者用トイレ整備として350万円が主なものであります。

9款3項2目中学校教育振興事業は 31万6,000円の減額で、理科振興備品の額の確定によるもの、9款7項1目学校給食管理事業は 78万2,000円の追加で、白浜小単独調理場の浜崎共同調理場への統合に係る共同調理場施設修繕及び調理用備品の購入等が主なものであります。

続いて、生涯学習課関係では、9款5項1目社会教育総務事務は5万円の追加で、今後の見込みによる燃料費、9款8項1目市民文化会館管理運営事業は 58万2,000円の追加で、消火栓採水口配管修繕であります。

以上で議第 87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 88号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

補正予算書の51ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,415万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36億8,499万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきますので、補正予算の概要の14ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税・医療給付費分現年分は1,000万円の減額、1款2項1目退職被保険者国民健康保険税・医療給付費分現年課税分は1,000万円の減額で、それぞれ調定見込額の見直しによる減額となるものであります。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金・現年度分は 3,490万6,000円の減額で、一般療養給付費の減によるもの、4款1項1目療養給付費交付金・現年度分は 9,000万円の減額で、退

職療養給付費の減によるものであります。

5款1項3目県財政調整交付金・普通交付金は616万円の減額で、一般の療養給付費の減によるものであります。

6款1項1目共同事業交付金・現年度分は1,000万円の減額で、高額療養費の減に伴うもの、8款1項1目保険基盤安定繰入金は532万4,000円の追加で、医療保険税の軽減税額及び保険者の支援分の増によるものであります。

同4節財政安定化事業繰入金は158万8,000円の追加で、額の確定に伴うもの、8款2項1目国民健康保険機器員繰入金は3,000万円の減額で、療養給付費の見直しに伴う財源調整額であります。

続いて、歳出でございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費事務及び2款2項1目退職被保険者等療養費給付事務は、それぞれ1億円の減額で、療養給付費の見直しによるものであります。

2款8項1目葬祭費支給事務は100万円の追加で、件数の増見込みによるもの、10款1項1目予備費は1,484万6,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で議第88号平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第89号平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

予算書の67ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,332万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,944万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほど説明をさせていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、70ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正変更は2件で、事務機器等リース料は地域包括支援センター支援システムソフト機器一式のリース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず、限度額において、事業予定額を30万5,000円減額の169万6,000円の範囲内とし、平成18年の予算計上額を11万2,000円減額の25万5,000円とするとともに、平成19年度以降支払う金額を19万3,000円減額の144万1,000円とするものであります。

2 件目の新電算用介護保険システムクライアント機器リース料は、リース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず、限度額において、事業予定額を2万 4,000円減額の54万6,000円の範囲内とし、平成 18年度予算計上額を1,000円減額の3万 7,000円とするとともに、平成 19年度以降の支払う金額を2万 3,000円減額の50万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の16ページをお開きください。

初めに、歳入であります。3 款 1 項 1 目介護給付費国庫負担金・現年度分の 2,700万円の減額及び3 款 2 項 1 目調整（国庫）交付金・言年度分の 1,130万3,000円の減額は、介護給付費の減に伴うもの、3 款 2 項 2 目地域支援事業国庫交付金（介護予防事業）・現年度分は87万5,000円の減額で、介護予防特定高齢者施策事業費の減によるものであります。

3 款 2 項 3 目地域支援事業国庫交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分は5万 1,000円の減額で、介護予防ケアマネジメント事業費の減によるもの、4 款 1 項 1 目支払基金交付金・介護給付費交付金・現年度分は 5,859万円の減額で、介護給付費の減に伴うものであります。

4 款 1 項 2 目支払基金交付金・地域支援事業支援交付金・現年度分は 108万5,000円の減額で、介護予防特定高齢者施策事業費の減によるもの、5 款 1 項 1 目介護給付費県負担金・現年度分は3,442万5,000円の減額で、介護給付費の減に伴うもの、5 款 2 項 1 目地域支援事業県交付金（介護予防事業）・現年度分は 43万8,000円の減額で、介護予防特定高齢者施策事業費の減によるもの、5 款 2 項 2 目地域支援事業県交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分は2万 6,000円の減額で、介護予防ケアマネジメント事業費の減によるもの、8 款 1 項 1 目介護給付費一般会計繰入金・現年度分は 2,362万5,000円の減額で、介護給付費の減に伴うものであります。

8 款 1 項 2 目地域支援事業交付金一般会計繰入金（介護予防事業）・現年度分は 43万 8,000円の減額で、介護予防特定高齢者施策事業費の減によるもの、8 款 1 項 3 目地域支援事業交付金一般会計繰入金（包括的支援・任意事業）・現年分は2万 6,000円の減額で、介護予防ケアマネジメント事業の減によるもの、8 款 1 項 4 目一般会計繰入金（事務費等）は30万3,000円の追加で、事務費繰入金であります。

8 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は 3,474万5,000円の減額で、介護給付費地域支援事業費の減に伴うものであります。

10 款 3 項 8 目雑入は100万円の減額で、利用者の減見込みによるものであります。



次に、歳出であります、18ページをお開きください。

1款1項1目介護保険総務事務は40万円の追加で、今後の見込みによる郵便料、介護保険電算システム整備事業が9万7,000円の減額で、システム改修委託料、リース料等が確定したことによるもの、2款1項1目居宅介護サービス給付事務1億1,600万円の追加、2款1項3目地域密着型介護サービス給付事務3,700万円の減額、2款1項5目施設介護サービス給付事務2億1,600万円の減額、2款1項7目居宅介護福祉用具購入費給付事務200万円の追加、2款1項9目居宅介護サービス計画給付事務3,400万円の追加、2款2項1目介護予防サービス給付事務7,600万円の減額、2款2項7目介護予防サービス計画給付事務2,100万円の減額、2款5項1目特定入所者介護サービス給付事務900万円の減額は、それぞれ給付費、事業費の決算見込みによる増減補正であり、2款保険給付関係で1億8,900万円の減額であります。

5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は450万円の減額で、給付費の減に伴うもの、5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は12万7,000円の減額で、保守料、リース料等の確定に伴うものであります。

以上で議第89号平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第90号平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

補正予算書の85ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,147万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,931万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要にてご説明いたします。

第2条、地方債の補正伝は88ページをお開きください。

第2表、地方債補正変更は、公共下水道事業債で事業費の減により限度額を850万円減額の5億5,840万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算書の概要の20ページをお開きください。

まず、歳入であります、1款1項1目下水道事業負担金は23万円の追加で、取りつけ

管の新設分として、3款1項1目公共事業費補助金は900万円の減額で、事業費の減に伴うもの、5款1項1目一般会計繰入金は540万円の追加で、歳出の受益者負担金賦課徴収事務、設備修繕料等維持管理経費に要するもの、8款1項1目下水道事業債は810万円の減額で、先ほど地方債補正で申し上げた事業費の減に伴うものであります。

続いて、歳出の1款1項1目下水道総務事務は3万7,000円の減額で、下水道管理車両の伊豆ナンバー変更の手数料精算によるもの、同下水道受益者負担金賦課徴収事務は138万6,000円の追加で、受益者負担金賦課徴収システム構築の業務委託料として、1款2項1目下水道管渠維持管理事業は270万円の追加で、マンホール3カ所の修繕、取付管6カ所の取り出し委託として、1款2項2目下水道施設管理事業は152万円の追加で、包括的管理委託契約外の設備修繕が主なものであります。

2款1項1目下水道幹線管渠構築事業は1,708万1,000円の減額で、中、外浦、柿崎それぞれの地区事業費の確定に伴う減額であります。

4款1項1目予備費は4万2,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で議第87号から議第90号までの4件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 議第87号から議第90号までについて、当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 5時15分休憩

午後 5時25分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 2点ほどちょっと質問させてください。

まず、教育費のことにに関してなんですけれども、小学校費補助金で理科振興費が15万1,000円減額になっています。中学においては、同じく16万8,000円の減額になっております。それが支出の方に見ますと、小学校に関しては、理科備品が27万2,000円の減額となっております。中学校に関しては、理科備品が31万6,000円の減額となっております。国から

の補助が15万円と16万円ですが、それぞれ減っているんですけれども、市の方はその約倍の金額が教育費の方で減額されている。これはどういう理由からなのか。

むしろ国からの補助金が減ったら、その分、市の方が何とか補って、当初予定した教育をちゃんとやるというふうなのが本来の姿であると思うんですけれども、下田市の場合、いろいろ教育現場においては、教育備品、いろいろなもの、教材等々が非常に予算がつかなくて困っているというふうな声もあるんですけれども、どうして国からの補助に倍するように市の方では支出を減らさざるを得ないのか、そこら辺のところの内容について教えてください。

もう一点は、戸籍住民基本台帳事務のことにに関してなんですけれども、補正予算に関しては、これは人件費のことだけなんですけれども、関連して、住基ネットワークのことにについてちょっとお聞きしたいんですけれども、住基ネットワーク、下田市の方の予算としても微々たるものでして、年間、18年度が32万9,000円で、そのうちのカード発行料というのがわずか4万6,000円ぐらいしか使っておりません。これまでも、実際のカード発行はたしかまだ一桁ぐらいしか出ていないですよ。そこをちょっと教えてもらいたいんですけれども、それに関連しまして、11月30日に住基ネットプライバシー侵害等の離脱を認めるというふうなことで、大阪高裁の方の判決で、住基ネットワークはプライバシーを侵害するというふうな判決が出ました。その3日後ですか、その判決を出した裁判長が自殺してしまったかという、そういうセンセーショナルな事件があったんですけれども、一応そういうふうなことで、裁判においても、住基ネットは非常にプライバシーを侵害するおそれがあるというふうな判断がなされておりまして、これを市の方はどういうふうに解釈するのか。市の住基ネットカード発行等々も遅々として進まないわけなんですけれども、これをそのままもうやめの方針に持っていくのか、それともこのまま続けるのか。

また、一方においては、住基ネットというのは、もし活用するとしては、かなりの可能性も持っております。条例によって、ICカード的な使い方ではいろいろ、証明書の発行だけじゃなくて、病院等でもそのままICカードは使えるとか、あるいは商店街でも、そのICカードを持っていけば、それで支払いができるだとか、公共料金等の決済なんかにも使えるとか、あるいは公共施設の料金支払い等々にも使える。いろいろな面で使える可能性も持っております。条例を制定して、また当然各施設、商店等々にはカード読み取り機械等々も設置しなければなりませんけれども、ICカード的に使えば、これ、かなり広がっていく、いろいろな面で経済的な効果もいろいろ出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺、市としては、これから住基ネットをどういうふうな方向で進めていくのか、そこら辺の

お考えをお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 教育費の理科備品、理科振興費ですね、こちらの方の差額が出ているのは何なのかということですが、基本的に2分の1の補助をいただいて整備をしまっていました。それに単費をつけておりますので、単費の方の減額が多少補助と違うところありますので、必ずしも数字が一致しないと、こういうことになっております。小・中学校、それは同じでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 住基ネットの関係でございますけれども、これ、9月の定例議会のときにも報告いたしましたけれども、現在、県の方からの通知によりますと、下田市においては、平成15年に14個、平成16年度の交付が25個、平成17年度の交付が61個ということで、17年度末では100個になっております。それで、現在は、税務署が所得税を住基カードからやるということを推進してございまして、今、50個ぐらい今年度に入りまして増えております。

それで、この前もお話ししたんですけれども、それと福祉事務所の方で、高齢者の方は、免許証のある方はそれが身分証明になるわけなんですけれども、何も無い方は、住基ネットの顔写真つきがあれば、本人の証明になるもんですから、少しずつ高齢者の方も増えております。

それが実情でございますけれども、この前の大阪高裁の裁判官ですね、それも私も見て、ちょっとびっくりしたわけでございますけれども、何があったのか、私はちょっと理解しがたいところなんですけれども、それでこれからの住基ネットの市の方針というか、これはまだ人数が増えていかなければできないわけなんです。それで、やっぱり150人ぐらいでは、何をやるにしてもできない。やはり人口の1万とか、そのぐらいいかないと、図書カード云々にしろ、そういうのができないもんですから、ちょっと方針と言われましても、今のところ極力住基カードを持つ方を増やすのが先決問題だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 教育費の方に関しては、わずか15万円、16万円ですけれども、減額されている。それを倍して市の方でまた減額して、教材等々を減らしているというふうなこ

とをするんじゃないかと、むしろその分だけ市の方で補てんして、当初の教育内容ができな  
いかというふうな質問をしたんです。

あと、住基の方に関しては、プライバシーの問題というのはどのように考えているのか。  
これはわずか100ばかりじゃ、まだプライバシーもくそもないんでしょうけれども、これ、  
どのように考えているのか、そこら辺をもう一度お聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） プライバシーの関係ですけれども、個人情報保護条例があります  
もんですから、それに対応している状態でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 簡略な答弁で申しわけなかったです。

従来、この理科備品の整備につきましては、財政との約束とい いましようか、交渉の中で、  
プラスアルファの若干の単費は認めるけれども、それ以外は基本的には補助対象に限定して  
ほしいということで、流れがもう来ておりましたので、今回、最終的に国の方の補助金が確  
定した段階で、それに倍して単費をつけてくれということは、なかなか私どもの方としても  
状況がわかっておる関係で、要求ができなかったということで、大変申しわけなかったです  
けれども、減額をさせていただきました。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

2番。

2番（土屋 忍君） それでは、市民課関係の地域防災対策費の関係の防災ラジオの件です  
けれども、当初1,000台の予定というのが、申し込みが多くて、急遽2,000台にするという補  
正が出ているわけですけれども、この防災ラジオにつきましては、私も稲梓という山の中な  
もんですから、聞こえがどうなのかということで、市民課の方で、見本のときですけれども、  
お借りして、それから聞こえる状況をちょっと調査したんですけれども、うちの場合は、ち  
よっと山に囲まれて、ちょっとへこんでいるもんで、少し聞こえが悪かったわけなんですけ  
れども、これから2,000台を市民に配布していくにおいて、どの程度、地域で調査をしたの  
かということが1点と、それから申込者に対して2,000台ということですが、申し込み  
希望者漏れがあるのか、また来年度に向けてどういうふうにとっと予定をしているのか  
ということだけお聞かせ願います。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 土屋議員の今のご質問は、防災ラジオの要するに受信状態の調査をしたのかという第1点と、来年度以降の目標はどのようなかということだと思います。

まず、第1点目の防災ラジオの受信の調査でございますけれども、現在、下田市におきましては、同報無線の親局は、武山系と高根系という2局あります。それで、今回、市内の43カ所で調査いたしました。そうしましたところ、良好というところが42カ所で、やや悪いという箇所が1カ所、要するにこれは稲梓の落合でございます。

土屋議員の自宅は箕作ですね。箕作の付近でやったんですけれども、おおよそ受信できたということになっております。ですから、落合が多少、本当、あそこはちょっと皆さん方ご存じのように、ちょっと窪地なもんですから、ちょっと電波が行きにくいんじゃないかなろうかというふうに考えておりますの ですけども、ほぼ市内を網羅しているのではなからうかというふうに考えております。

そして、台数の関係でございますけれども、当初は、昨年度の予算のときは、大体自主防災を通じて1,000台ぐらいじゃなからうかというふうに考えていたわけでございますけれども、実際、調査をしましたところ、1,900台ほど要望がございました。それだもんですから、市長、助役、財政当局、それと県とも相談しまして、急遽、住民の皆さん方のことを考えて、今年度中にやった方がいいじゃなからうかということで、実際1,900台ほどあったもんですから、ちょうどよく2,000台ということに合わせて、1,000台の今年度の補正でやらさせていただきます。

実際は、この1,000台分は平成19年度にやっというふうにご検討していたんですけれども、やはりいろいろなことを考えて、住民のことを考え、今年度で単年度で終わらせる予定であります。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） そうしますと、大体聞こえは何とかなるであろうということですが、希望は、そうしますと、今の段階では2,000世帯ぐらいであるということで、これ以降はもうないと。下田市においては2,000世帯が希望しているということで、そのほかは希望していないという理解でよろしいでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 最初、希望をとりましたときには1,900だったわけなんです。それから今も少しずつ増えていまして、今日現在で1,948台になりました。ですから、今ちょ

つとあと52台ほどの応募があれば、配布できるということになっております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今回の補正予算は、大きく3つの柱があると思うんですが、1つは、リープロ減債基金を取り崩して、リープロ長期債を繰上償還しましたよと。これが2億6,600万円。これに関連しまして、このリープロ長期債の借入利率、それから繰上償還を行ったことによって軽減された利息の額、これが幾らぐらいになるのか、お尋ねします。

柱の2つ目としては、災害復旧工事費が減額になって、それに伴って国庫負担金と復旧債が減りましたよということですね。

3つ目の柱が、退職手当債ということで、7,000万円の借り入れを行ったと。ところが、この7,000万円の借入を行ったんですが、そのうち5,400万円は庁舎建設基金の繰りかえ運用分を返したと。自分のところのあれで返済に5,400万円回して、予備費で2,300万円回したと。つまり、退職手当債として7,000万円借り入れたけれども、実際に来年3月に使えるときには2,300万円だと。退職金は29名で7億4,200万円かかると聞いておるんですが、このうち今回7,000万円借りたけれども、実際使えるのは2,300万円。この2,300万円で間に合うものなのかどうなのかということ。

それから、そもそも回す金は2,300万円で、繰りかえ運用の返済に5,400万円を回したときの、この7,000万円という数字の根拠ですね。なぜ退職手当債ということで7,000万円を借りたのか、この額の決め方ですね。

ちなみに、この退職手当債の金利は何%になるのか、お尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、1点目の減債基金の活用によりまして、2億6,600万円でございますが、減債基金を取り崩しまして、いわゆるリープロ事業への起債の残の繰上償還をさせていただくと。その結果の利息の効果額は幾らかというご質問でございますが、その件については、当初の説明の中で申し上げたはずでございますけれども、約2,400万円ほどの利息の軽減につながっております。

あわせて、今回の目的のもう一点は、一般質問等々でも議論を呼んでおります実質公債費の比率のある程度の先行きの効果、軽減効果も含めて、本来、現在管理している減債基金に

ついでにリープロ分につきましては、平成 11年度か12年度頃だったと思います。小林弘次議員のご提案によりまして、減債基金というのを初めてつくりました、それで基金管理をし、適正にリープロ事業の返還に充てるという前提の中で管理をさせていただいておりますが、この際、毎年そういう意味では、リープロの返済については、年次的に計画的に繰り入れて返済をしているわけですが、むしろそういった意味では、将来を考えれば、繰り上げて償還した方が、どうせ減債で管理している以上、返済の充当金として使うわけですから、この際、借入先の金融機関との協議の中で、協議が調えば、繰上償還をさせていただいて、先ほど言ったように、利息等のいわゆる効果を期待したいというもので、今回 お願いしているというのがまず1点。その効果額は約 2,400万円ということであります。

それから、退職手当債の7,000万円の……

〔「借り入れの利率。長期債の利率」と呼ぶ者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） 退職手当債のですか。

〔「リープロ債」と呼ぶ者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） リープロ債の利率ですか。

まず、リープロの借り入れの部分につきましては、借入総額といたしまして 27億9,910万円ほどあるんですね。これは、平成9年度から 13年度まで、各年度ごとに数はまちまちでございますが、この間にそれぞれ13本の、金融機関もそれぞれまちまちで借り入れを起こしてございます。その中で、一番高い利率で効果が期待できるものとしては、具体的に申し上げますと、静岡銀行からの借り入れが平成 10年度に起こしてございますが、2.4%の利率で7億1,430万円、3年据え置きで15年償還で借りているものがございます。それについて、当該金融機関と協議の上、話は一応お願いはしてございますが、この議決を得た上でないと執行できませんので、そういう形で予定で、今、そういう形で対応しておるということで、その効果額が、先ほど来申し上げた2,400万円ほどあるというのがまず1つ目でございます。

それから、退職手当債の7,000万円でございますが、ちなみに簡単に申し上げまして、ご存じだと思いますが、9月定例会におきまして、交付税の補正で1億 9,000万円ほど補正をさせていただいて、その際に、退職手当特別負担金が1億 6,000万円ほどかかりますよというふうなお話をさせていただいたと思います。

そういう状況の中で、当然、そういう意味では、退職手当特別負担金1億 6,000万円は単費で賄うのかというところがあるわけですが、当時、非常に退職手当債も将来に向けて不透明な部分といえますが、明確なものが示されない部分がありました。というのは、



具体的にどういうことかという、いわゆる国家公務員並みの条件をクリアするべきだとか、いろいろな条件があったわけでございます。

その一つには、これからまた先に論議があるかと思いますが、いわゆる給与構造改革とか、そういったものも含めて、それを念頭に置いて、国の基準以下であれば貸してあげるよと。それ以上の自分である程度保証している部分については、それは国以上の基準ですから、そういったところには貸さないよとか、いろいろなクリアしなければならないと想定されるような条件が当時あったわけでありまして。そういう状況の中で、今、るる国や県、どちらかという県等と将来に向けての退職手当債のありようについて、いろいろお伺いしている最中ですが、ほぼ今のところ借りられるであろうというところには来ております。

なおかつ、貸していただける条件の中に、従来から我々としては考慮しております、いわゆる交付税の基準財政需要額算入ができるような有利な起債なのかどうなのかというところも、今まで調査をしているところでありますが、できる場合があるのかなというところまでしか今のところ確認はできませんけれども、そういった状況の中で、7,000万円という根拠はどこにあるのかというのは、今までの大体の退職手当の特別負担金の1名当たりの金額が大体700万円ぐらいなのかなと。それについて、10名ぐらいの今回の対象が見込めるということで、大体7,000万円ぐらいという数字を一応は出してはおりますけれども、これはあくまでも我々財源調整上の数字でありまして、特にこれだから7,000万円だということはありません。

逆に、本来であればですよ、先ほど申し上げたとおり、退職手当特別負担金は1億6,000万円かかっているわけですから、1億6,000万円満額くださいよと言えないこともないわけですね。ただ、条件がありまして、この退職手当債というのは、将来に向けての財源手当てとなるようなものの財源に残してはいかんと。もっと言えば、いわゆる退職手当債を借りるのは、もうほかに財源がないから貸してくださいよと。究極の部分でいえば、財調もありませんよと。減債もありませんよと。充当する基金もないもんで、それで退職手当の負担金が払えないから、貸してくださいというぐらいのところまでの条件になっているらしいんですね。だから、そうなってくると、1億6,000万円借りて、ほかに何か基金に積み立てるなんということではできないわけです。

だから、そういう条件でいろいろな縛りもありまして、とりあえず将来的には、そうは言いつつも、うまく調整しながら、要するに財調ももう取り崩しています。減債も、今申し上げたとおり、繰上償還で充当しています。もうありませんというような方向性に持っていき

ながら、これは余りあれですけれども、財政運用上の手法ですけれども、そういうことももくろみながら、もっと言えば、1億 3,000万円ぐらいは借りたいなという希望は県に出してあります。とりあえず今のところは 7,000万円ぐらいの財源調整の範囲内では、こういう形で要望をしておきたいというところでの計上であります。

以上です。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） 退手債のですか。

退手債は、この起債の調書に載っていると思いますけれども……

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） さっき言った、要するに庁舎建設基金への繰上償還については、そういった意味では、繰上償還というか、要するに繰りかえ運用の長期の繰りかえ運用というのは非常に好ましくない。それはもうご指摘どおりだと思いますし、できるだけそういった意味では、財源調整ができたときには、それを償還させてくださいというところで、今回、5,400万円でしたっけ、それを一括庁舎建設基金に返させていただくということで、こう言っただけですけれども、さっき言ったような状態で、退職手当債もなかなか厳しい環境にあるものですから、そういった意味では、一般財源化できるような基金等はあるならんよ。しかしながら、特定目的基金等の部分については見逃すよというところも一方ではあるみたいなもので、そうなってくれば、財調に積んでおくよりも、お返しして、特定目的基金にお金を持っておいた方が、繰りかえ運用はいかんと言われればそれっきりなんですけれども、とりあえず現金はほかのところへ確保できるというような財政運営上の手法も一方ではありまして、今回、庁舎建設基金の方に長期繰りかえ運用を返させていただくと、そういう手法をとったわけでありまして、

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） どうも何か小手先の技術論に入ってしまったような感じがするんですけれども、退職手当債は退職金に使うということで当然借りるんだらうと思うんですが、そこに回せる金は、実は 2,300万円しかないよ。5,400万円は繰りかえ運用に返してしまったですから、本当にその 2,300万円ですら足りるということなのかどうかというのが1つですよ。ね。

それで、もう一回、要は 7,000万円、もっと言うと 1億 3,000万円ぐらい欲しいとかいう話だったから……、違うの。

〔「予備費を使っている」と呼ぶ者あり〕

3番（伊藤英雄君） 予備費で行っているんだ。予備費で 2,300万円行っているから、残っているわけだ、予備費で。予備費の項目に 2,300万円行っているからね。だから、退職金の方には、予備費だから、すぐに 2,300万円使って、それで足りているという計算になっているのかということだ。それとも、やっぱり足りないから、3月になったらもう一回、庁舎建設基金から繰りかえをするのか、ほかから繰りかえをするのかということですよ。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 将来、これから先、どのような財政需要が出てくるかというのは、予測はつかないところでありますんで……

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） 何とも言いようがないんですけどもね。要は、財政運用上の手法ですので、一方では、そういった意味では、予備費に 2,300万円積んだ、あるじゃないかと。最終的に 4,000万円ぐらいの金額になるかと思うんですけども、それは既にそういう意味では 4,300万円補正後の予算額にはなっていますけれども、予備費について申し上げれば、既に現実的にもう 1,000万円ぐらいの充当はもうしておりますので、結果的に、今回の予備費についての部分については、3,300万円ほどの実質数値に予備費はなるんですけども、それらについても、これは我々の財政運営上の部分でございますので、結果的に予備費をでは何に使う予定だという、これだけ持っていて何に使う予定があるんだという話になれば、ざっくばらんに申し上げて、今後、つくしの民営化に伴いまして、いわゆる法人設立の経費もここで当然財政出動が求められますので、その辺も見据えた上で、こういう財源調整をさせていただいているというところであります。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。ただ、あれですね。7,000万円借りて、5.5%だと、年間385万円ぐらいの金利がかかってくるんですけども、この経費よりも現金を持っていたいと、こういうような理解をさせていただいて、終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 財政課長、財政の運用というのか、基金の運用、あるいは起債の活用等々、苦勞されているところはよくわかるんですが、まず基本原則からいきまして、起債の充当ということについては、まずやはり交付税算入のものがやっぱり原則だということが

一つあると思います。2点目に、やっぱり低金利のものであるというふうなことがあると思うんです。

そこで、現在、外ヶ岡の交流館のこれを減債積立基金から取り崩して、元本を返還するということについては、むしろ交付税算入ということを考えてみるならば、慌ててそれをおやりになるということは、果たして得策かどうか。単純に 2,000何百万円の利息がなくなるから、これでいいというものではない。別な計算もあるのではないかというふうに私は思うわけです。

むしろ、この特別退手組合の負担金1億6,000万円、この財源のうち7,000万円を今回の予算は借金でやろうと、こういうことになるわけですから、そうすると、1億6,000万円の退職金を払うのに借金をするというのは、これは僕は最悪だと思うんです。言えば、義務費を、この先は職員の人件費を払うのに借金をして払うという、これにちょっと似てはいないけれども、それに近いことになるんですよ。これは、財政運用上、どんなに苦しくても、職員の給与、あるいは借金の返済等々、義務費についてのこれを起債、借金で賄うということは、もう泥沼になる。これは、あなた方、下水道の平準債でも痛い目に遭っていることはわかることです。要するに、借金を返すために借金をするという。

これは、ですから私は内部において、この財政運営におけるさまざまなやりくりをしなければならぬという苦労はわかりますが、まず退手組合についての負担金は、1億6,000万円というものは、財源措置ができていう、この現状からするならば、あえて7,000万円の起債をするということは、これはむしろ避けた方がいいと思うんです。これが1点目。

2点目は、そこであえてそこから出てくる金を使って、これは批判あってあれですが、我々は批判があるけれども、庁舎建設基金の繰りかえ運用6,000万円のうち、未償還分、未繰りかえ分、要するに振りかえて使用したこれを振り当てるということについては、財源の余裕があることについては大賛成です。今度、庁舎の雨漏りや耐震、その他含めて、この庁舎基金から取り崩して、何かの仕事をしなければならないという事情が生まれることは明らかです。しかし、それは、そういう手法で、要するに退職手当組合で財源をしたものを、借金をして、残ったものでそれを返すという、この財政手法は、やっぱり僕は間違いだと思うんです。ですから、庁舎のあれについては、独自の手法で、やはり今年度5,000万円と言わず、3,000万円でも2,000万円でも僕はいいんではないのか。そういう形でおやりになるということが正しいと思いますが、いかがですか。

3点目に、私が減債積立基金ということを提起したのは、下田市の財政構造が、自主財源

というか、市税と、そして国庫の交付税と国・県の補助金と起債という、これによって自治体の財政構造は構築されているわけです。これが長い間そういうこと。しかし、起債に頼らざるを得ない財政運営を行ってきたわけで、それはいずれ起債の償還、元金の償還というこの問題に突き当たると。そこで、私が提案したのは、毎年のこの決算時点で、時には数億円、3億円から5億円、こういうものについて、少なくともかなりの部分を減債積立基金にして、そして起債の元金償還に充てるという、この考えがあって、これも一時採用されまして、今までずっとやってきたんですが、ここ石井市長になってからは、そういうものは余りなくて、そのままに来ていたということであるわけです。

そこで、今回のあれからいきますと、私はむしろ減債の基金を決算時点で、実質単年度収支と単年度収支と議論もございましたが、単年度収支において黒字になった場合には、それを少なくともかなりの部分を減債積立基金に積み立てるといって、どんな苦しくても、その財政運営を通じて、起債を減らすという現実的な手法が可能だということの証明だと思うんです。ですから、ぜひ今後、そういう手法をとっていただきたいというふうに思うものであります。

ですから、私は今回の財政運営上、仮に今後の財政出動がつくし学園の要するに事務組合から、いわゆる社会福祉法人の経営というのに至るところのことについては、平成19年度予算で対応するなりして、おやりになるというふうなことがいいのではないかと。これでいきますと、今のやり方でいきますと、下田市は大変景気のいいまちになるといって、こういうことになるわけですが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 今申し上げた、いわゆる小林議員のおっしゃる理論も、確かにそのとおりの部分もあります。しかしながら、現実面といたしまして、基金も涸渇した状態、このような状態の中で、今後、財政出動についてどういうふうな形をとっていくのかということ考えた場合に、やはり先ほど小林議員がおっしゃるように、歳入のもともとの基本的な数字というのは、やはり自主財源の税等を初め、国庫の負担金と、それから起債、そういったものに頼らざるを得ない。そういった中で、税が先細り、また補助事業等もなかなか手がつけられない状態の中で、あと頼られるというのは、やはり起債の借り入れ等を考えなければならない。そういった起債の中でも、当然、将来の負担に余りかからないような形でいわゆる交付税算入等、有利な起債を選びながら、財政運営をしなければならぬ。

そういう状況の中で、やはり今の段階で新たな事業を起こせない中で、また一方では、赤

字の起債というものを借りれないような状態の中では、やっぱりそれは制度の中で有利な起債を選びながら、財源を確保するのも一つの方法ではないかという状況の中で、今の段階でできる限り、そういった意味では財源を確保しながら、今後の財政運営の財政出動に対応しなければならないという現実を踏まえた上で方法を考えた結果、当面の外ヶ岡交流館のいわゆる繰り上げによる利息の削減、また一方では、先ほど申し上げた実質公債費比率という部分での対応も求められております。そういう状況の中で、できるだけ有利な起債を活用しながら財政運用をしていくというような考え方で臨んでいるところであります。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） またここで意見を言うのも何でございますから、あれですが、本音がぼろりと出ているわけですね。本音というのは、今日のこの財政運用というか、財政のこのやりくりは、いわゆるにわかには夕張市における一時借入金等の長期化、下田でいえば目的基金の長期的な利用という、こういうふうなものから含めて、起債に対する国・県の、総務省なりどこかの指導がかなり厳しくなっている状況を反映しているのではないかと思います。

そこで、恐らく今回の措置は、本音はいろいろあると思うけれども、いわゆる起債の比率ですね、これをある程度下げなければ、この先 危ないという、ここが本音であるかどうか、この点だけ1点聞きます。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） やはりおっしゃるとおり、今の国の政策自体が、やはりご存じのとおり、いわゆる小泉政権からの始まった、それぞれの三位一体の改革から始まって、地方分権による各事務の負担増等々によりまして、やはり我々、地方自治体の財政状況は非常に厳しい状態になっていると。一方では、今お話にありましたように、夕張のような形で、誤った形での財政運営をした結果、非常に危険な状態に陥っている自治体もあると。そういう状態を踏まえた上で、やはり国の方策としても、実質公債費比率等々の問題を出してきたということは、そういう部分で、まずこれから先、メスを入れ、目をつけながら、各地方自治体の財政運営をチェックしていこうというところにやっぱり論点はあると思います。

そういう状況の中で、現実的に18%という一つのラインを設け、上限は25%というラインを設け、18%以下であれば起債の借入れについては協議だけで済み、18%を超える我々のような自治体については、公債費負担適正化計画等を出させて、慎重に審議しながら、起債が妥当であるかどうかというまず許可をいただいて、今後運営させるというような方向、

25を超えると、一定の起債は認めないというような形に制度が変わってきております。そういう意味では、議員おっしゃるとおり、今後の地方自治体の起債のあり方というのは、非常に厳しい国や県の管理下の中で適正な財政運営をさせるように今後は指導がなされるというふうには考えております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） この点について、課長、今回そういうですね、今までかなり自由に借りれたものが、国の厳しい制限のもとで行政執行が監視されると、あるいは指導されると、こういう格好になるわけで、たまたま充当できる減債基金があったから、これでもって対応できたということだと思っております。

ここで、やはりこの先、この教訓を生かして、やはり一般的な減債基金の積み立てを、時として常に考えて、頭の中に入れて、決算の時点、あるいは当初予算の時点でこれを検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 小林議員のおっしゃることは、非常に私どもとしてもおっしゃる理論は十分わかるわけですが、現実面として、たしか小林議員も前回、9月の決算議会だったでしょうか、要するに本来であれば決算剰余金等については、財調などに積むよりは、減債に積んで、今後の対応に備えた方がいいというたしかご意見をいただいたと思います。その際、私は、そうは言いつつも、現在の財政状況であると、目前の財政需要に対応せざるを得ないので、なかなか減債まで回らないのが実情だという答弁をさせていただいたと思います。

そういった意味では、本当に将来の状況を今の段階で想定すると、やはりご指摘のとおり部分は、非常に私としても同感はしますけれども、何が何せ、今、目前の財政需要に対してどう対応するかというので精いっぱいございまして、その辺は、ご指摘の部分については、考え方としては、やはり私も同じ考え方を一方では持っているのは事実でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 87号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第 88号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対

する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 88号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 89号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 介護保険については、議会の議論、この引き上げに関して2回の議論が大きく分かれたわけです。これまでの65歳以上からの1号被保険者からの介護保険料2,600円を平均で3,200円に引き上げたわけですね。これに対して、私たち、土屋誠司議員、増田榮策議員、沢登さん含めて、私とその意見を代表しまして、この引き上げ幅についてのいわゆる介護給付費の積算に大きなそごがあるのではないのか。むしろ、これからいけば、2,800円から2,900円の引き上げで十分済むと。しかも、下田市の場合では、過去における介護1号被保険者からの保険料の取り過ぎがあって、それがかなりの部分で基金としてあるという、こういう状況で、かなり激論があったわけです。ところが、我々の意見は採用されなかった。しかし、その現実、ここへ来て、初年度において2億円もの介護保険料の減額が生まれたというのは、間違いなくその現実を示しているのではないのかというふうに思うわけです。

そこで、お伺いいたしますが、介護保険の改定に当たって、当初見込んだ介護保険の給付費の実態が、今回の補正によって、今後どういう実態になるのか、この点についての答弁をお願いしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 介護保険は3年に1度ずつ計画をつくってやっているわけなんです。18年度から3年間、計画を立ててやりました。それで、今回の制度改革によりまして、大きな柱というのは、予防給付、それから地域支援事業という、介護にならないような方策をとるということに重点が置かれました。今まで、要支援、介護1については、要支援の2という形で、介護度を下げるような形で、基本計画は介護1の人が7割ぐらいは要支援の方に行くだろうというふうな形で、今回組ませていただいたものでございます。

それと、あと施設について、施設が柿崎の方に老健施設ができるということと、それからちょっと間違っただけというか、誤ったというか、療養病床にもう少し入るのではなからうかと



いうふうな見込みをしたんですが、療養病床の入の方が大分少なかったというようなことで、一番大きな減額の理由が、施設に入る方が大分少なかったということでございます。これは本当に見込みがということでは言われますと、今言ったように、当初は 293人ぐらいが施設に入るんじゃないか。それで、やってみたら 227人だと。66人少なかったと。大体 1人 24万円ぐらいがかかるものですから、大体ここで 2億円の差が出てきたと。そういうことで、施設の入所するぐらいでこれだけ出てきたものですから、その辺が施設と、それからあともう一つ、包括支援センター、要するに地域支援事業という部分を新しく立ち上げたわけなんですけれども、その部分について、もっと人がそこに増えるのではなからうかというふうな形で見込んでいたところが、それは全然、全然と言ってはあれですけども、減ってしまったというようなことで、大体約 2億円ぐらいが要らなくなったというようなことでございます。

ですから、来年についても、この辺の推移はそんなには変わらないのではないかなというふうに思います。ただ、半年というんですか、上半期のあれで見ます と、介護保険が約 4.5%ぐらい下田は前年に比べて増えております。ほかのところについては、今回の介護報酬制度が下がったり上がったりしているわけなんですけれども、大体平均しますと下がっているような形のものでございますので、余り上がっている市町村はないんです。ですから、下田市については 4.5%ぐらい上がっているような状況でございますが、ちょっと施設に入る人を大分多く見たかなというふうなところでございます。

細かく言いますと、療養型を大体 45人というふうな形で見えていたんですけども、現在、24名。それから、老健 が90人というふうに見ていたのが 62名というようなことで、この辺の差が大きかったなというふうに思っています。

ちょっと施設の部分と予防のところ、計画がちょっと違ってきたなということで、第1年目がちょっと失敗というんじゃないですけども、計画値がちょっと狂ってしまったな。実態と計画が狂ってしまった。計画値で予算を組んだものですから、こういう結果になったと、そういうことでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 今、先ほどの地域の後期高齢者の保険料を徴収するということが始まると。75歳以上からも医療保険料を徴収する。介護保険料も引き上げになったと。税金も引き上げになるという、まさに高齢者に対する負担増攻勢が始まっているわけです。そういった中で、いささかでも現実に合った、それこそ現実に見合った、最低のというか、適正な負担をお願いするという、これが行政に課せられていると思うんです。

この状態でいきますと、この補正予算を見ても、市は数千万円の介護保険に支払わなくても済む。県も数千万円のお金も払わなくてもいい。国も払わなくてもいい、出さない。加入者、1号被保険者だけは、介護給付費が少なくなっても、依然として高い介護保険料を払うという、この仕組みになっているんですよ。ご承知のように、減額でしょう。下田市一般からの負担が減額、県からの負担も減額、そして国からの負担も減額と。加入者だけは、何らそういう実態になっても、65歳のお年寄りには訂正されない。ここに、この現実があるわけです。

ですから、介護の給付についての見通しについての正確さ、そして一つのやはり慎重な対応というのを我々は迫られていたわけです。今でいきますと、大幅な見込み違いですよ。恐らくこのままでいけば、この状態からするならば、我々が提案した介護保険料平均 2,800円でなくても、2,600円から2,700円程度ですばりおさまる数字です、この数字は。これは、やはり高齢者に対してこの負担をかけている、この現実を我々はやっぱりずばりこの際、明らかにしていかなければならんと。これはそういうことを示しているんですよ。

ですから、やはり私は今までお話にありましたように、いみじくも課長がお話しされたように、この傾向はあと2年続くと。要するに、介護型病床群に対する、これも劇的に増えるということは余りないだろうと。要するに、その他、収容型の施設に今後も劇的に入るということは少なくなるだろう。さらに、介護保険制度の改悪によって、在宅介護に対するサービスの低下が進む。むしろ施設介護が減少している基本的な理由は、いわゆる介護サービスの中に食費、居住費、その他の負担が新たに加わる。そうすると、今まで老健だとか特養だとかとってみんな入っていた人が、今度は入れなくなるから、だから減っているわけです。これはもう、その傾向はもう歴然としているわけです。

ですから、この際、僕は市長以下、助役さん、課長含めて、年度の中途ではあるけれども、1号被保険者の保険料を見直す必要があると思うんです。これを真剣に見直して、下田市の高齢者、65歳以上の高齢者の介護保険料を減額するという、このくらいの決断をすべき必要があるのではないのかというふうに思いますが、質問の最後は、この時点で、我々が主張したように、介護被保険者の保険料の見直しをきちっとやってみるという、こういう考えはないかどうかお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 保険料の見直しは3年ごとでございまして、それはそういうふうになっておりますので、今回の 3,200円というのは、前にもお話ししたかと思えますけ

れども、静岡県でも一番下の方でございます。

〔発言する者あり〕

健康増進課長（河井文博君） これからは介護施設等も充実してくると思います。当然、一昨日話したような話、一般病床、療養病床から介護の方へと、老健の方へ入ってくるとかという、いろいろな形の国の政策等もあります。短期的に、これだけだから、これは当たっているんじゃないかと言われても、うーんという……

〔発言する者あり〕

健康増進課長（河井文博君） 確かに、療養病床が 40何人から 20何人減ってしまったとかという、そういう部分があって、なかなか難しいなど。国民健康保険もあんなに大騒ぎして、なかなか大丈夫ですと、こう言いながら、おかげさんで病院に行く人が少なくなった。17%も減って……、これ、国民健康保険ですけれども、すみませんでした。口が滑ってしまいました、この辺のことについては、非常に難しい……

〔発言する者あり〕

健康増進課長（河井文博君） はい。そういうことで了解していただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 89号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 90号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 90号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

9日、10日は休会とし、11日から12日まで、それぞれの常任委員会審査をお願いし、13日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は6時 35分に第1委

員会室へお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 6時24分散会